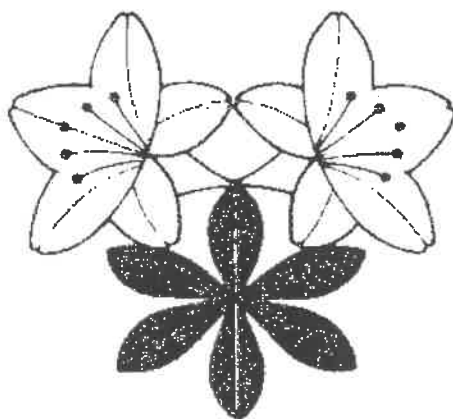


平成 3 0 年 度

(2 0 1 8 年 度)

愛護活動概要



伊丹市立少年愛護センター

は じ め に

平素より、少年愛護センターの諸活動並びに青少年の健全育成につきまして深いご理解と格別のご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

新しい時代が始まり、今まで以上に社会の平和と人々の幸せを願いつつ、希望を持って過ごされていることと思います。

しかし、この数カ月を振り返ると、まだ幼い子どもや親が命を落とすような大変痛ましい事件や事故が相次いで発生しています。その他にも、虐待や自然災害など、子どもの周りには見えない危険が潜んでいます。家庭や地域、学校、その他青少年の健全育成に関わるすべての人々にとって、子どもたちが安全に安心して暮らせるまちづくりは、今、社会全体で取り組むべき最も重要な課題の一つとなっています。

さて、少年愛護センターで取り組んでいる事業の大きな柱の一つに「相談活動」があります。平成30年度は、前年度まで減少傾向だった「相談件数」が増加に転じました。明確な理由は不明ですが、一人で抱え込まず気軽に相談できる環境づくりも重要な活動の一つであると強く感じました。ネット社会やデジタル化はさらに進化するものと思いますが、それらはあくまでも人と人とが簡単につながったり物事を効率的に進めたりするための手段です。子どもたちの中には、ゲームに熱中するあまり昼夜が逆転したり、それがきっかけとなって登校できなくなったりする児童生徒が増えていると言われていますが、AIなどのコンピュータやゲーム、ネット等に支配されず、人間的なつながりやふれあいの大切さを伝えたいものです。

その他の活動を含めて、どれだけ充実した活動が続けても安全・安心に「絶対」はありませんが、少しでも不幸な出来事が起こらないようにするため、時代に合わせて形を変えながら関係機関・団体をはじめ多くの市民の皆様方と連携して活動が続けて参りますので、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

伊丹市立少年愛護センター

所長 上田 誠司

目 次

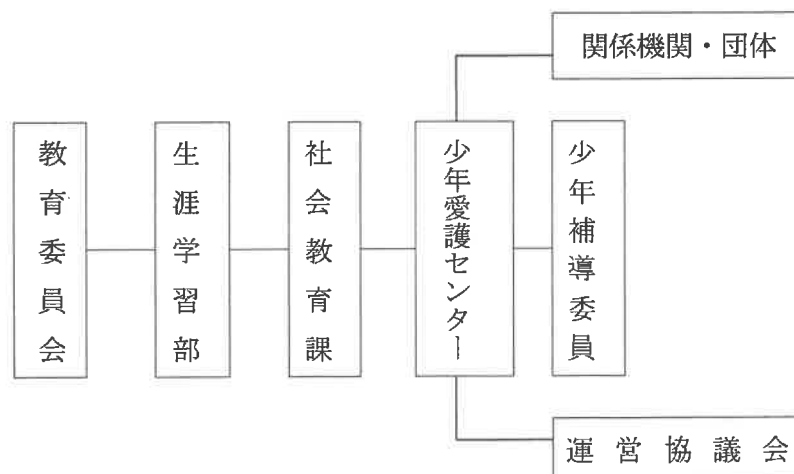
I	伊丹市立少年愛護センター概要	1
II	伊丹市立少年愛護センター沿革	3
III	平成 30 年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容	6
IV	平成 30 年度 活動状況	
1.	行事の経過	8
2.	広報・啓発活動	13
(1)	センター通信・啓発チラシ等の配布	
(2)	広報車による啓発	
(3)	DVD・ビデオテープ等の貸し出し	
(4)	平成 29 年度「愛護活動概要」の配布	
(5)	その他	
3.	補導活動	15
(1)	街頭補導状況（17 小学校区）	
(2)	特別街頭補導	
(3)	広域街頭補導	
4.	相談活動	19
(1)	電話相談	
(2)	来所相談	
(3)	メール相談	
(4)	合同教育相談	
(5)	少年進路相談	
5.	健全育成活動	26
(1)	学校補導連絡会	
(2)	愛護補導連絡会	
(3)	地区懇談会等への参加	
(4)	その他	
6.	環境浄化活動	31
(1)	有害環境の浄化	
(2)	「青少年を守る店」運動の推進	
(3)	環境実態調査の実施	
7.	研修活動	35
8.	阪神北少年サポートセンターの活動	37
V	少年補導委員手記	39
	伊丹市少年補導委員 南ブロック・荻野ブロック	

VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例	41
伊丹市立少年愛護センター条例施行規則	42
伊丹市少年補導委員要綱	43
伊丹市立少年愛護センター相談事業実施要項	44
平成 30 年度伊丹市少年進路相談員制度要項	45
校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項	46
非行防止等啓発チラシ「見逃さないで子どものサイン」（カラー・A4）	47
「環境浄化・非行防止」ポスター「みんなでつもう非行の芽」（カラー・B3）	48
「なやみの相談」クリアファイル	49
「なやみの相談」手渡しカード、「青少年を守る店」協力店ステッカー	50
「平成 30 年度伊丹市少年進路相談員制度について」卒業生配布物	51
家庭のしつけ 10 ポイント	52

I 伊丹市立少年愛護センター概要

1. 名 称 伊丹市立少年愛護センター
2. 設 立 年 月 日 昭和 38 年 9 月 5 日
3. 主 管 部 局 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課
4. 人 口 197,973 人（平成 31 年 4 月 1 日現在推計）
男子 95,661 人 女子 102,312 人
5. 青 少 年 人 口 34,646 人（18 才未満）（平成 31 年 4 月 1 日現在推計）
男子 17,509 人 女子 17,137 人
6. 市 域 面 積 25.09 k m²
7. 学 校 小学校 17 中学校 8 高等学校 5（県立 4・市立 1）
特別支援学校 3（県立 2・市立 1）
8. センター施設 併設
専用面積 58.56 m²（平成 17 年 12 月電話相談室増設）
平成 9 年 12 月 25 日 現在地に移転
伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
事務室（専用）
電話相談室（専用） 会議室他（共用）
平成 11 年 4 月 1 日、事務室を増設し、兵庫県警察本部阪神北少年サポートセンターを併置（13.20 m²）
（平成 12 年 3 月、阪神北少年サポートセンター、少年補導職員 1 名増員のため、事務室を修繕し、22.80 m²とする。平成 17 年 12 月相談室を含む、33.20 m²とする。）
9. 職 員 所長（専任）1 名 事務員（現職）1 名 社会教育指導員 3 名
事務補助 1 名 電話相談員 3 名
10. 運 営 協 議 会 協議会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命する。（条例施行規則 2 条）
任期は 2 年 委員数 15 人以内
・内訳
(1) 関係行政機関の委員および職員
(2) 関係団体の代表
(3) 学校教育関係者
(4) 学識経験者
11. 機 構



12. センターの主な事業

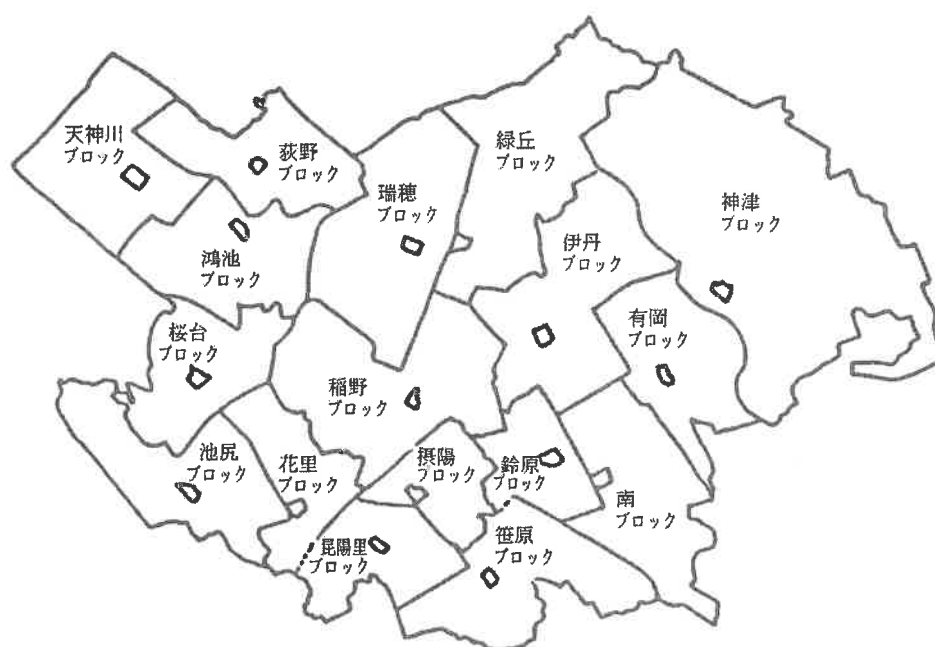
- (1) 広報・啓発活動
- (2) 補導活動
- (3) 相談活動
- (4) 環境浄化活動
- (5) 健全育成活動
- (6) 研修活動
- (7) 関係機関および団体との連絡協調に関すること
- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

13. 少年補導委員 少年補導委員は、伊丹市少年補導委員要綱にもとづき、運営協議会の推薦により市長が委嘱する。自治会・民生委員児童委員・保護司より 134 名、中・高等学校生徒指導担当より 9 人、計 143 人で任期は 2 年、その職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること
- (2) 情報資料の収集報告に関すること
- (3) その他青少年の非行に必要な業務に関すること

14. 少年補導委員ブロック別人数（平成 31 年 3 月末現在）

ブロック 内訳	伊 丹	稲 野	南	神 津	緑 丘	桜 台	天神 川	笹 原	瑞 穂	有 岡	花 里	昆 陽 里	摂 陽	鈴 原	荻 野	池 尻	鴻 池	計 (人)
男(人)	4	5	2	3	7	8	7	5	6	5	2	2	7	6	0	4	2	75
女(人)	7	5	8	2	1	0	3	5	2	2	5	4	0	0	8	3	3	59
計(人)	11	10	10	5	8	8	10	10	8	7	7	6	7	6	8	7	6	134



伊丹市少年補導委員活動地域

Ⅱ 伊丹市立少年愛護センター沿革

- 昭和38. 9 伊丹市少年補導所を開設。民生部の所管とし、事務所を伊丹市悠紀町 588 番地に置く。所長、職員 3 名、警察官 1 名配置。
39. 10 運営協議会設置要綱の制定。
39. 11 総理府より国庫補助対象の指定を受ける。
少年補導所規則の改正。
少年補導委員設置要綱の制定。少年補導委員の定員は 100 人以内、任期 1 年。
40. 9 少年補導センター運営要綱の制定。
少年補導センター補助金交付要綱の制定。
40. 7 庁舎を伊丹字西ノ町 496 番地に移転。
41. 4 伊丹市少年補導所の名称を伊丹市立少年愛護センターと改称。
教育委員会の所管とし、青少年課長が所長を兼務。職員 1 名増員。
41. 5 少年愛護センターの設置規則の制定。
41. 11 伊丹市少年補導協会創立。
42. 4 少年補導委員の業務上の障害補償制度を実施。
43. 3 青少年課長の所長兼務を解き、専任の所長を置く。
43. 6 有害図書回収用白ポスト設置開始。
45. 4 少年補導委員の任期を、従来の 1 年から 2 年に改める。
指導主事 1 名配置され、職員 6 名となる。
45. 11 青少年課長が所長兼務となる。
46. 5 運営委員を 1 名、保護司より委嘱、14 名となる。
47. 4 少年補導委員の定員を 150 人以内に増員。
48. 4 指導主事 1 名減員。
49. 11 伊丹市立少年愛護センター条例の制定。
庁舎を伊丹市伊丹字溝口 70 番地（旧税務署跡）に移転。
補導委員制度発足 10 周年記念式典挙行。
49. 12 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則制定。
51. 2 住居表示変更により、伊丹市宮ノ前 1 丁目 1 番 30 号となる。
51. 3 少年補導委員の定員を 160 人以内に増員。
53. 7 非行防止「少年を守る店」指定。
54. 3 悩みの電話相談を受け始める。
54. 4 指導員 1 名増員。
55. 11 移動センターとして毎月 2 地区開設。
56. 4 青少年悩みの電話相談開設、相談員 1 名配置。
58. 4 すこやかテレフォン開設、相談員（民間より）3 名委嘱。
59. 7 伊丹市青少年を守る店連絡協議会創立。
61. 3 庁舎を伊丹市御願塚 6 丁目 1 番 1 号に移転。
61. 4 伊丹市立少年愛護センター開所式。
62. 1 伊丹市少年補導協会創立 20 周年記念式典挙行。
63. 4 事務吏員 1 名増員、指導員 1 名減員。

- 平成元 . 4 指導主事 1 名配置、事務吏員 1 名減員。
「センター通信」1 号発行。
2. 4 少年進路相談員制度開設。
3. 4 少年進路相談員制度全中学校区に開設。
4. 4 事務補助 1 名置く。
4. 5 青少年育成環境浄化ローラー作戦の活動開始。
4. 5 伊丹市少年補導協会創立 25 周年記念式典挙行。
4. 11 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則一部改正による付則 3 追記。
5. 5 地域巡回による有害広告点検活動開始。
5. 7 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
6. 5 伊丹市少年補導協会の名称を伊丹市少年育成協会と改称。
6. 10 伊丹市において第 27 回兵庫県青少年補導委員研修会開催。
6. 11 伊丹市において四市合同広域補導研修会開催。
7. 1 阪神淡路大震災発生。
7. 4 伊丹市少年補導委員制度 30 周年記念功労賞受賞式開催。
7. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会開催。
8. 8 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
9. 6 指導員 1 名増員。
9. 8 ツーショットダイヤルカード自動販売機撤去要請活動行動計画の策定と市民運動の展開。法・条例の規定整備の意見書を内閣・知事宛に送付。
9. 12 伊丹市立少年愛護センター電話相談事業相談員要綱を制定。相談員として、教育関係 2 名、福祉関係 1 名に委嘱状交付。
9. 12 関係機関との連携強化を図るため、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地(伊丹市立総合教育・少年愛護センター3 階)に移転。位置変更のため伊丹市立少年愛護センター条例を改正。
10. 4 指導員 1 名減員。
10. 4 伊丹市少年補導委員連合会会則の一部が改正され、顧問がおかれる。
10. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを展開、麻薬・覚せい剤乱用防止センターからキャラバンカーを招致、CATV・FM いたみ等で啓発。
10. 9 青少年の非行化防止と健全育成を一層充実するため、市長・教育長・少年補導委員連合会会長の陳述書を添え、少年補導所設置と常駐警察官配置方を兵庫県警察本部に願い出る。
11. 3 少年補導所の誘致がなり、事務室を増設。
11. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所(少年サポートセンター)を併置。2 名の警察官、3 名の補導職員(認定心理士)が配置される。また、管轄の 3 市 1 町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)の教育長が招待され開所式が行われる。
11. 5 平成 11 年度、兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を伊丹市で開く。
11. 5 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会委員の選出区分別の人数規定を解く。
11. 6 指導員 1 名退職、指導員 1 名配置。
11. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを阪急伊丹駅にて 3 日間開催。

- 兵庫県警察本部「薬物乱用防止広報車」の公開、広報伊丹、CATV、パンフレット配布等で広報、啓発を実施。
11. 9 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
- 11.11 伊丹市立少年愛護センター・阪神北少年補導所のホームページ(インターネット)を開設。
12. 4 市の組織変更のため、青少年課少年愛護センターと改称。
13. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所に少年補導職員1名増員。事務室増設。
- 13.12 「未成年者飲酒防止」キャンペーン実施。
14. 1 伊丹市少年育成協会創立35周年記念式典挙行。
14. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
14. 8 伊丹市において三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同広域補導研修会開催。
- 14.10 伊丹市において阪神地区青少年健全育成大会兼青少年育成運動推進員研修会開催。
- 14.11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 15.11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
16. 6 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会(所長会)開催。
- 16.11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。
- 17.11 伊丹市少年補導委員実務研修会に阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会を兼ねて実施。
- 17.12 電話相談室を開設。
- 17.12 兵庫県警察本部少年課阪神北少年サポートセンター相談室増設。
18. 4 市の組織変更のため、社会教育課少年愛護センターと改称。
19. 4 指導員1名増員。
19. 7 夜間(午後9時以降)特別補導実施(夏・冬)。
- 20.10 伊丹市において第41回兵庫県青少年補導委員大会・研修会を開催。
21. 5 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を開催
- 21.10 伊丹市において阪神7市1町合同補導委員研修会を開催。
22. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 22.10 イオンモール伊丹周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
23. 7 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」横断幕をJR伊丹駅前、阪急伊丹駅前に1ヶ月間設置。
- 23.11 「子ども・若者育成支援強調月間」横断幕を阪急伊丹駅前東西2箇所に1ヶ月間設置。
25. 1 イオンモール伊丹昆陽周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 28.10 伊丹市少年補導委員隣接ブロック合同補導実施。
29. 7 地域声かけ・見守りネットワーク事業実施。
30. 4 事務職員(再任用)1名減

Ⅲ 平成30年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容

事業名	事業目的	事業内容
広報啓発活動	青少年問題について広く市民へ周知し健全育成・非行防止への関心と意識をたかめる。	①「少年を守る日」の広報車による啓発 （毎月10日 各小学校区 年間34回） ②「少年を守る日」の懸垂幕・のぼりによる啓発（毎月10日） ③広報紙「センター通信」の発行（月1回）、ホームページ掲載 ④手渡しカードによる啓発 ⑤非行防止、薬物乱用防止、健全育成、電話相談等の啓発チラシ、ポスターの作成、配布及び掲示 ⑥DVD等、視聴覚教材の活用による啓発 ⑦「愛護活動概要」の発行（年1回） ⑧危険ドラッグ・大麻・覚醒剤等薬物乱用防止運動の実施 ⑨スマートフォン・携帯電話に関する問題についての啓発 ⑩青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月） 「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に看板・横断幕による啓発 ⑪地域での見守り・声かけ活性化の啓発
補導活動	地域の子どもは地域で守り育てるために、少年とのふれあいを大切にした街頭補導の充実を図る。	①地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の推進 ・「少年を守る日」の一斉街頭補導（毎月10日） ・地区別街頭補導（月4回程度 各小学校区） ②特別補導（毎月繁華街補導、量販店内補導） ③広域補導（宝塚市、川西市との合同補導・情報交換） ④夜間特別補導（6月～10月） ⑤PTA連合会主催の全市一斉愛護パトロール（夏季・冬季）への協力 ⑥学校・PTA・警察・阪神北少年サポートセンターなど関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止 ⑦少年補導委員活動のPR
相談活動	学校および相談機関との連携を密にし、個々に応じた相談活動を充実する。	①子どもと保護者のなやみの相談 ・電話相談（月～金曜日 10:00～19:00 ※水曜日のみ～17:30 土曜日 13:00～17:00） ・来所相談（月～金曜日 10:00～17:00） 継続相談の強化 ・メール相談 ②少年進路相談員制度の充実 ・早期離職、退学の防止、進路変更等への適切な進路相談 ・公共職業安定所、学校、家庭、少年補導委員との連携 ・高校訪問の充実 ・ケース研究の実施 ③アウトリーチ型相談活動の検討・試行

事業名	事業目的	事業内容
健全育成活動	学校や関係機関および地域の青少年育成団体などと連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	①愛護補導連絡会の開催 ・小学校、PTA、少年補導委員、阪神北少年サポートセンター、主任児童委員、量販店等による情報交換（年3回） ②学校補導連絡会の開催 ・中学校、PTA、少年補導委員、保護司、主任児童委員、阪神北少年サポートセンター等による情報交換（年2回） ③地区懇談会や地域行事への参加 ④少年補導委員連合会、少年育成協会、青少年を守る店連絡協議会と連携した地域ぐるみの健全育成活動
環境浄化活動	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえて、市民の理解と協力のもと、青少年にとって有害な環境の浄化を推進する。	①有害環境総点検活動の実施（11月～12月） ・市民と協働して、有害環境の改善に努める ・有害環境に負けない少年の育成に努める ②有害図書追放「白ポスト」運動の推進 ・白ポストによる有害図書類の回収（月1回） ③危険ドラッグ等の薬物及び有害図書、タバコ、刃物等の取扱業者・販売店に対する管理の徹底、青少年への販売自粛依頼 ④青少年の蟄集場所や危険箇所の解消 ⑤465店の「青少年を守る店」協力店との連携による万引き等初発型非行防止の推進
研修活動	現況の少年問題に対応した研修を実施し、少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努める。	①少年補導委員研修会（年4回 新任5月、全体8月、実務11月、人権12月） ②少年進路相談員研修会（年3回 8月、10月、12月） ③少年育成協会研修会（5月） ④青少年を守る店連絡協議会研修会（6月） ⑤青少年健全育成研修会（11月） ⑥阪神地区、県等が主催する研修会への参加 ⑦少年補導委員管外研修
いじめ問題への対応	いじめ問題の状況を的確にとらえ積極的に問題解決に取り組む。	①相談活動の充実、関係機関との連携 ②「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」「伊丹市いじめ防止対策審議会」「伊丹市青少年問題協議会」との連携 ③学校訪問による状況把握

Ⅳ 平成30年度 活動状況

1. 行事の経過

(1) 補導関係 ※一斉補導は、職員参加地区のみ記載

月	日	曜	行 事	場 所
4	10	火	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 昆陽里・緑丘地区 (一斉補導) 桜台・池尻地区
5	10	木	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 花里・伊丹・池尻地区 (一斉補導) 鴻池地区
6	11	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 笹原・鴻池・天神川地区 (一斉補導) 荻野地区
7	4	水	伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会	伊丹市・宝塚市隣接四校地域
7	10	火	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 有岡・稲野・神津地区 (一斉補導) 緑丘・南地区
7	11	水	夏季市内一斉愛護パトロール	市内全域
7	31	火	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹昆陽
8	10	金	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 瑞穂・南・摂陽地区 (一斉補導) 稲野地区
8	24	金	三市(伊丹市・宝塚市・川西市) 合同補導	川西能勢口駅およびその周辺
9	10	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 荻野・・鈴原・桜台地区 (一斉補導) 花里・神津地区
9	27	木	川西市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹
10	10	水	市内広報・一斉補導	(市内広報) 桜台・笹原地区 (一斉補導) 伊丹・天神川地区
11	9	金	市内広報・一斉補導	(市内広報) 摂陽・神津・瑞穂地区 (一斉補導) 昆陽里・鈴原地区
12	4	火	伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会	伊丹市・宝塚市隣接四校地域
12	10	月	市内広報・一斉補導	(市内広報) 鈴原・天神川・稲野地区
12	12	水	冬季市内一斉愛護パトロール	市内全域
1	10	木	市内広報・一斉補導	(市内広報) 緑丘・荻野・有岡地区 (一斉補導) 摂陽地区
2	8	金	市内広報・一斉補導	(市内広報) 鴻池・池尻・昆陽里地区 (一斉補導) 有岡地区
3	11	月	市内広報・一斉補導	(市内広報) 南・花里・伊丹地区 (一斉補導) 瑞穂・笹原地区

※繁華街特別補導担当地区（イオン伊丹：イオンモール伊丹、イオン昆陽：イオンモール伊丹昆陽）

月	担当ブロック（場所）
4	
5	稲野（イオン昆陽）・緑丘（イオン伊丹）
6	伊丹（イオン昆陽）
7	鈴原（イオン伊丹）・荻野（イオン昆陽）
8	笹原（イオン昆陽）・池尻（イオン伊丹）
9	天神川（イオン伊丹）・南（イオン昆陽）

月	担当ブロック（場所）
10	瑞穂（イオン昆陽）・神津（イオン伊丹）
11	桜台（イオン伊丹）・有岡（イオン昆陽）
12	鴻池（イオン伊丹）
1	花里（イオン昆陽）
2	摂陽（イオン昆陽）
3	昆陽里（イオン伊丹）

※夜間特別補導（21：00～22：00）

月	日	曜	ブロック
6	13	水	南
6	14	木	稲野
6	19	火	有岡
7	18	水	桜台
7	20	金	天神川
7	20	金	笹原
7	23	月	摂陽
8	8	水	鈴原
8	10	金	神津

月	日	曜	ブロック
8	17	金	伊丹
9	4	火	鴻池
9	5	水	花里
9	6	木	昆陽里
9	11	火	瑞穂
10	9	火	荻野
10	11	木	緑丘
10	17	水	池尻

（2）伊丹市少年補導委員連合会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	4	水	少年補導委員連合会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
4	25	水	少年補導委員連合会総会	伊丹市立総合教育センター研修室
5	7	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
5	9	水	少年補導委員新任研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
6	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
7	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
7	25・26	水・木	少年補導委員正副理事管外研修	和歌山刑務所・和歌山市立少年センター
8	7	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
8	29	水	少年補導委員全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
9	6	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
10	5	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	19	月	少年補導委員管外研修	大阪府警察本部
11	29	木	少年補導委員実務研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
12	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
12	17	月	少年補導委員人権全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
1	7	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
2	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
3	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室

(3) 伊丹市少年育成協会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	11	水	少年育成協会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	23	月	第1回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
5	18	金	少年育成協会総会・全体研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
10	19	金	第2回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
1	5	土	平成31年新年交歓会	伊丹市立産業・情報センター（マルチメディアホール）

(4) 伊丹市青少年を守る店連絡協議会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	6	金	青少年を守る店連絡協議会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
5	23	水	第1回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	22	金	青少年を守る店連絡協議会総会・研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
10	23	火	第2回青少年を守る店連絡協議会役員会 ・量販店部会	伊丹市立総合教育センター会議室・多目的室
11	20	火	青少年健全育成研修会	伊丹市立産業・情報センター（マルチメディアホール）
2	18	月	第3回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室

(5) 青少年健全育成関係

・愛護補導連絡会

学 校 名		開 催 日	場 所
第1回	全体会	6月14日（木）	伊丹市立総合教育センター研修室
第2回	伊丹小学校	10月17日（水）	会議室
	稲野小学校	9月19日（水）	稲小ホール
	南小学校	9月14日（金）	なかよしルーム
	神津小学校	9月19日（水）	多目的室
	緑丘小学校	10月16日（火）	多目的室
	桜台小学校	9月14日（金）	会議室
	天神川小学校	10月19日（金）	多目的室
	笹原小学校	9月19日（水）	多目的室
	瑞穂小学校	10月31日（水）	多目的室
	有岡小学校	10月11日（木）	有っ子ホール
	花里小学校	12月5日（水）	花里ホール
	昆陽里小学校	9月12日（水）	ふれあいルーム
	摂陽小学校	11月2日（金）	ふれあいルーム
	鈴原小学校	9月21日（金）	りんりんホール
	荻野小学校	9月5日（水）	多目的室
	池尻小学校	10月24日（水）	多目的室
	鴻池小学校	10月15日（月）	ランチルーム
第3回	全体研修会	2月19日（火）	伊丹市立総合教育センター研修室

・学校補導連絡会

学校名	開催日	場所
東中学校	6月4日(月)	図書室
	10月15日(月)	図書室
西中学校	6月11日(月)	第2理科室
	11月14日(水)	第2理科室
南中学校	6月11日(月)	会議室
	10月15日(月)	会議室
北中学校	6月25日(月)	いたみホール 多目的ホール
	10月22日(月)	会議室

学校名	開催日	場所
天王寺川中学校	6月18日(月)	※地震のため中止
	10月15日(月)	会議室
松崎中学校	6月12日(火)	会議室
	10月30日(火)	会議室
荒牧中学校	6月13日(水)	会議室
	10月4日(木)	会議室
笹原中学校	6月8日(金)	会議室
	10月29日(月)	会議室

・地区懇談会等

桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	4月7日(土)	桜台小会議室
コミュニティ笹原協議会総会	5月20日(日)	ラストホール
萩野小少年補導委員を囲む会	5月25日(金)	萩野小多目的室
鈴原小愛護りんりん連絡会	6月11日(月)	鈴原小りんりんホール
南小愛護部合同地区懇談会	6月19日(火)	南小なかよしルーム
神津地区防犯懇談会	6月21日(木)	k-maison ときめき
有岡小地区懇談会	6月29日(金)	有岡小有っ子ホール
天神川小地区懇談会	7月10日(火)	天神川小PTA会議室
鈴原小愛護りんりん連絡会	9月21日(金)	鈴原小りんりんホール
鈴原小愛護りんりん連絡会	1月31日(木)	鈴原小りんりんホール

(6) 伊丹市立少年愛護センター運営協議会 会場：伊丹市立総合教育センター2階研修室

① 7月18日(水)	② 3月22日(金)
------------	------------

(7) 伊丹市少年進路相談員連絡会

① 4月17日(火)	⑥ 9月11日(火)	⑪ 11月19日(月) 尼崎市 立尼崎双星高等学校訪問
② 5月15日(火) 研修会	⑦ 10月16日(火) 学校法人大 前学園猪名川甲英高等学院訪問	⑫ 12月11日(火) 研修会
③ 6月12日(火)	⑧ 11月1日(木) 兵庫県立 伊丹北高等学校訪問	⑬ 1月15日(火)
④ 7月17日(火)	⑨ 11月12日(月) 兵庫県立 川西明峰高等学校訪問	⑭ 2月12日(火)
⑤ 8月21日(火) 研修会	⑩ 11月13日(火)	⑮ 3月12日(火)

(8) 有害図書回収 市内16ヶ所 12回実施

① 4月27日(金)	⑤ 8月27日(月)	⑨ 12月21日(金)
② 5月30日(水)	⑥ 9月28日(金)	⑩ 1月25日(金)
③ 6月27日(水)	⑦ 10月26日(金)	⑪ 2月22日(金)
④ 7月24日(火)	⑧ 11月26日(月)	⑫ 3月25日(月)

(9) その他

月	日	曜	行 事	場 所
随 時			地区別街頭補導	各小学校区
			中学校区補導	各中学校区
			来所相談	少年愛護センター
			なやみの電話相談	少年愛護センター

(10) 隣接市・阪神・県・近畿関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	16	月	青少年補導センター連絡会議	兵庫県立のじぎく会館
5	11	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会	高砂市文化保健センター
5	11	金	兵庫県青少年補導委員連合会総会	高砂市文化保健センター
5	28	月	阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会	宝塚健康福祉事務所
6	6	水	阪神北青少年本部会議	伊丹市立産業・情報センター
6	8	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	伊丹市立総合教育センター
6	15	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会・総会	伊丹市立総合教育センター
6	19	火	三市(伊丹・宝塚・川西)中学校生徒指導連絡会	宝塚市立教育総合センター
6	20	水	第 62 回阪神地区青少年補導センター連絡会	猪名川町役場
7	13	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会	伊丹市立労働福祉会館
7	27	金	兵庫県青少年補導センター所長一日研修	神戸市立青少年補導センター
9	7	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	明石市役所
9	13	木	伊丹市・尼崎市中学校生徒指導連絡会	伊丹市立総合教育センター
10	25	木	第 51 回兵庫県青少年補導委員大会・研修会	あましんアルカイックホール・オクト
10	26	金	近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	滋賀県立男女共同参画センター
11	16	金	県補導センター・県補連 所長・会長一日研修	大阪府警察本部
2	4	月	第 64 回阪神地区青少年補導センター連絡会	伊丹市立総合教育センター
2	14	木	阪神地区青少年補導委員連絡協議会	伊丹市立総合教育センター
2	15	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	神戸市立青少年補導センター
2	15	金	青少年補導センター所長研修会	神戸市立青少年補導センター

2. 広報・啓発活動

(1) センター通信の配布

センター通信は、第一面に関係機関・団体や市内の高校生に依頼した青少年の非行防止及び健全育成に関する寄稿を掲載している。毎月、様々な分野で活躍されている方から幅広い視野で見た内容となっている。第二面には、毎月、少年補導委員から提出される補導活動報告書を集計した補導件数や特徴をまとめたもの、兵庫県警察本部から配信される防犯メールの内容及び少年愛護センターに寄せられる情報などをまとめて掲載し、地域に向けて防犯意識の高揚を図っている。

A4用紙（両面印刷）で、毎月、約5,600部印刷し、警察、各小・中・特別支援・高等学校及び、各PTA、市内全自治会に配布するとともに、各種会合等で参加者に配布した。（庁内はLANにて配信）

平成30年度分 349号から360号の主な内容は以下のとおりである。

① 第一面

NO. 349(4月号)	「みんなで かけよう 愛の一声」～着任のご挨拶～	伊丹市立少年愛護センター所長	上田 誠司
NO. 350(5月号)	子育てしやすいまち伊丹を目指して	伊丹市こども未来部長	大野 浩史
NO. 351(6月号)	あいさつで安全な町を！	伊丹市立南小学校長	峰松 誠治
NO. 352(7月号)	少年の健全育成について	伊丹警察署生活安全課長	大塚 辰巳
NO. 353(8月号)	今日もよき出会いを	伊丹地区更生保護女性会会長	梅脇 美幸
NO. 354(9月号)	チーム伊丹	伊丹市こども家庭課家庭児童相談員	道端恵梨華
NO. 355(10月号)	挨拶は魔法の言葉	兵庫県立伊丹高等学校生徒会書記	堀田 晴歌
NO. 356(11月号)	子ども見守りDay	鈴原小学校愛護りんりん連絡会事務局	市川伊久雄
NO. 357(12月号)	「登校すること」の意味	伊丹市立西中学校生徒指導主事	堺 晶浩
NO. 358(1月号)	感謝	平成31年伊丹市二十歳の祝典実行委員会委員長	坂口 尚弥
NO. 359(2月号)	「伊丹市青少年を守る店連絡協議会」の活動について	伊丹市青少年を守る店連絡協議会会長	静川 俊夫
NO. 360(3月号)	卒業生のみなさんへ	伊丹市少年進路相談員	吉安 洋子

② 第二面

毎月、その時々の特ピックスで大部分を占めるようにし、諸集計（補導件数、相談件数、白ポスト回収状況）は継続的に掲載している。また、第一面と同じように二色刷りを取り入れている。

(2) 啓発チラシ等の配布

啓発用チラシは、小・中学生を通じてその全家庭に配布したり、諸会合の資料として活用した。また、ポスターを市内掲示板に掲示し、より多くの市民に啓発した。

平成30年度に配布または掲示したものは、次のようなものである。

・地域声かけ・見守りネットワーク事業

*のぼり旗の掲揚 ----- 4月～ 16本

配布先：中学校

*チラシ ----- 7月 9,200枚

*ポスター ----- 7月 400枚

配布先：幼・小・中・特別支援学校および市内5高校、量販店、伊丹遊技業組合

各自治会、市役所、市教委関係機関、守る店協力店、警察署、防犯協会等

*啓発グッズ（ポケットティッシュ） ----- 7月～8月 16,000個

配布先：17小学校ブロック（市内全域）、守る店協力店、量販店、各会議にて

・非行防止等啓発チラシ ----- 6月～7月 13,000枚

配布先：小5年～中3年、量販店、守る店協力店

- ・「環境浄化・非行防止」ポスター作成配布 ----- 8月～9月 430枚
配布先：小・中・特別支援学校および市内5高校、量販店、伊丹遊技業組合
各自治会、市役所、市教委関係機関、守る店協力店、警察署、防犯協会等
- ・「なやみの相談」クリアファイル ----- 2月 9,144枚
配布先：小1年・5年、特別支援学校、中学校全学年
- ・「なやみの相談」カード ----- 2月 7,602枚
配布先：小2年・3年・4年・6年
- ・「広報啓発用手渡しカード（自転車もルールを守ろう）」 ----- 2月 2,680枚
配布先：市民

（３）広報車による啓発

毎月10日の「少年を守る日」に、広報車で青少年の非行防止と健全育成を啓発するメッセージを流しながら巡回し、青少年の健全育成・非行防止等について市民の理解と協力を呼びかけるとともに、電話や来所による相談についての広報を行った。

平成30年度は、各小学校ブロックごとに年間2回ずつ、センター職員と当該ブロックの少年補導委員が巡回し、広報活動を行った。

（４）DVD・ビデオテープ等の貸し出し

当センターの業務の一環として、青少年の健全育成・非行防止関係のDVD・ビデオテープを用意している。学校での生徒指導（薬物乱用教室、情報モラル教室等）や地区懇談会、愛護補導連絡会等にも活用されている。

平成30年度に購入したDVDは、「今すぐ防げ！大麻汚染～最初の一回が人生を狂わせた～」である。

また、利用状況調査からみると、平成30年度は延べ22回、4,869人に視聴された。活用された主なものは、「便利？それとも危険？～ケータイ・スマホでのコミュニケーションを考える～」「今すぐ防げ！大麻汚染～最初の一回が人生を狂わせた～」「ドラッグの悲劇 脱法ハーブが奪った未来」等である。

（５）平成29年度「愛護活動概要」の配布

平成29年度「愛護活動概要」を680部作成し、小・中・特別支援学校および市内5高校、少年進路相談員、少年補導委員、市教委関係、警察署、防犯協会、少年育成協会会員、他市町の各補導センターに配布した。

（６）その他

横断幕等による啓発

- ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。
- ・11月の「子供・若者育成支援強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。

3. 補導活動

(1) 街頭補導状況 (17 小学校区)

※ [] 内は前年同期

市内 134 名の少年補導委員で、小学校区ごとに毎月 4 回、補導活動を実施している。幼児から高校生までの少年だけでなく、大人に対しても声かけやあいさつ等を積極的に行っている。

【声かけ・会話等】 13,458人 [14,526人] -1,068人

昨年度に引き続き『地域声かけ・見守りネットワーク事業』を展開している。

本年度はやや減少したが、『みんなでかけよう愛の一声』の輪が広がり定着をめざし取り組んでいる。

【あいさつ】 33,585人 [27,193人] +6,392人

昨年度より増加している。

【遊びに関すること】 119人 [481人] -362人

昨年度と比較すると大きく減少している。減少した理由は、公園やゲームセンター等での単なる声かけも全てカウントしてきたが、今年度より補導のために行った声かけのみをカウントしているからである。

「その他」の内容は、木登り、川遊び、路上での遊び（スケボー等）に対する声かけである。また、公園での迷惑行為はサッカー等のボール遊びである。

【ぐ犯・不良行為】 42人 [94人] -52人

「夜遊び」に対する声かけがほとんどである。

「その他」の内容は、コンビニ駐車場でのたむろ等への声かけである。

【交通に関すること】 1,454人 [1,903人] -449人

「無灯火」は全体の約半数で、その 7 割が大人への声かけである。少年補導委員が注意しても無視されることも多いが、子どもへの手本という意味からねばり強い声かけをしている。

「横隊通行」は、阪急伊丹線の踏切（御願塚北踏切）における声かけである。踏切が狭いうえ、登下校時に通行する児童が集中し危険なため、少年補導委員も重点的に見守っている。

「その他」で多いのが、自転車に乗りながらのスマホ操作と自転車レーンの逆走である。根本的な啓発が必要であると考ええる。

平成 30 年度 補導活動集計 (学識別)

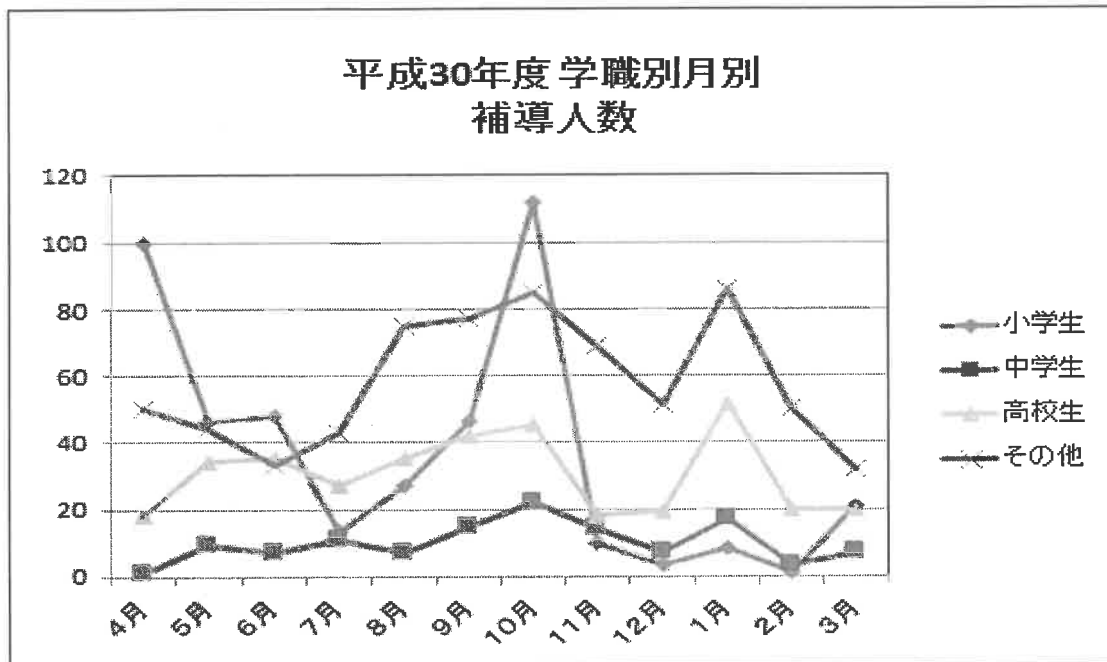
(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

種		学職別	幼小	中	高他	大人	合計	(前年度)
声かけ・会話等			8,798	1,056	718	2,886	13,458	(14,526)
			(10,707)	(800)	(584)	(2,435)	(14,526)	
あいさつ			19,356	4,272	2,806	7,151	33,585	(27,193)
			(16,975)	(2,031)	(2,388)	(5,799)	(27,193)	
遊びに関する こと	火遊び(花火等)	0	0	5	0	5	(6)	
	公園、店等での迷惑行為	2	2	8	6	18	(55)	
	ゲームセンター	11	11	0	0	22	(136)	
	危険な遊び(エアガン等)	0	0	0	0	0	(16)	
	その他	40	6	14	14	74	(268)	
	計	53	19	27	20	119	(481)	
		(287)	(93)	(73)	(28)	(481)		
ぐ犯・ 不良行為	喫煙	0	0	1	0	1	(7)	
	シンナー・ボンド等	0	0	0	0	0	(0)	
	夜遊び(午後8:00以降)	0	12	21	0	33	(48)	
	飲酒	0	0	0	0	0	(1)	
	けんか・乱暴	0	0	0	0	0	(0)	
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	(0)	
	その他	0	0	5	3	8	(38)	
	計	0	12	27	3	42	(94)	
	(0)	(19)	(65)	(10)	(94)			
交通に 関すること	自転車二人乗り	4	17	54	15	90	(64)	
	自転車無灯火	51	31	123	547	752	(1,213)	
	信号無視	5	5	9	81	100	(41)	
	横隊通行	297	28	84	3	412	(436)	
	バイク等違反行為	0	0	7	10	17	(8)	
	その他	25	8	34	16	83	(141)	
	計	382	89	311	672	1,454	(1,903)	
		(438)	(122)	(346)	(997)	(1,903)		
総 計		435	120	365	695	1,615	(2,478)	
		(725)	(234)	(484)	(1,035)	(2,478)		

※高他…高校生・無職・有職少年など

() 内は平成 29 年度同期

(単位：人)



(2) 特別街頭補導

通常 17 地区別街頭補導の他に、市内繁華街の補導と全市的行事や他団体との合同一斉補導の際には特別割り当てによる補導も実施している。また、21 時以降深夜にかけての徘徊が多いことから、ブロックごとに年 1 回の夜間特別補導を実施した。夜間特別補導には、少年愛護センター職員が同行し、阪神北少年サポートセンターにも協力をお願いした。

- ・ 繁華街特別補導（J R伊丹駅周辺、イオンモール伊丹昆陽）
- ・ 夜間特別補導 17ブロックで実施
- ・ 全市一斉愛護パトロール（夏季） 平成 29 年 7 月 11 日（水）
- ・ 全市一斉愛護パトロール（冬季） 平成 29 年 12 月 12 日（水）

(3) 広域街頭補導

① 近隣市との合同補導

青少年のつながりが広域化しているため、近隣市との合同補導を 3 回実施した。

- ・ 三市（宝塚市・伊丹市・川西市）合同補導 川西能勢口駅周辺（川西市主催）
- ・ 宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導 イオンモール伊丹昆陽（伊丹市主催）
- ・ 川西市・伊丹市少年補導委員合同補導 J R伊丹駅周辺（伊丹市主催）

② 伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会

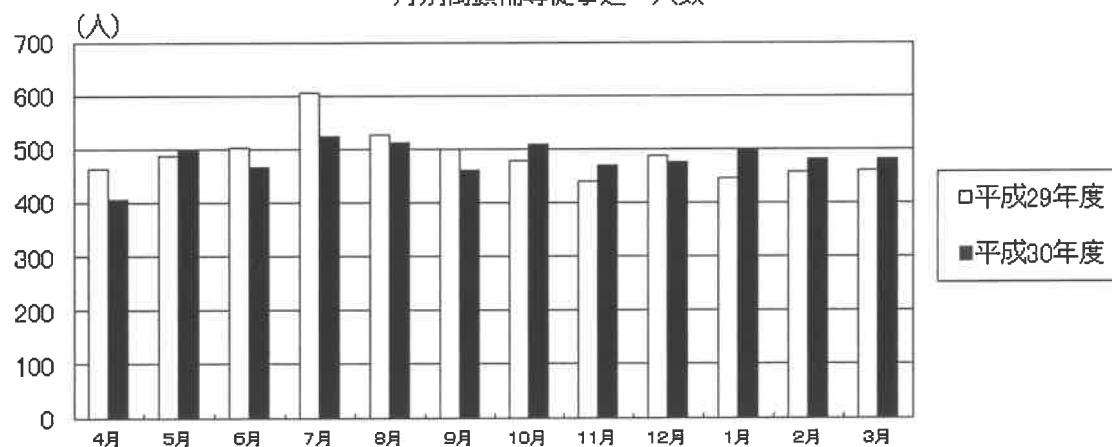
宝塚市（長尾中、安倉中）と伊丹市（天王寺川中、荒牧中）の校区担当少年補導委員・PTA・教員・宝塚市学校教育課・青少年センター職員・伊丹市学校指導課・少年愛護センター職員が合同で補導巡回し、終了後連絡会を開催して、各地域の問題点に関する情報交換を実施した。

- ・ 夏季 平成 30 年 7 月 4 日（水） ・ 年末 平成 30 年 12 月 4 日（火）

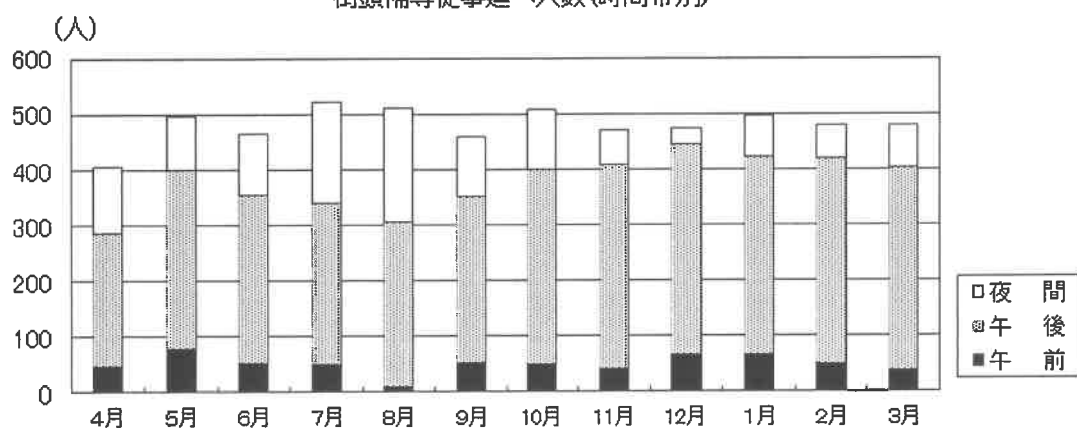
平成30年度 街頭補導従事延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)	29年度
30年度	午前	46	77	52	50	10	51	48	41	65	67	49	39	595	556
	午後	240	324	302	291	295	301	352	367	380	357	372	365	3,946	3,992
	夜間	120	97	112	183	206	107	108	62	30	72	59	78	1,232	1,369
	計	406	498	466	524	511	459	508	470	475	496	480	480	5,773	5,847
	補導回数(回)	98	125	123	152	124	123	131	128	143	134	131	140	1,552	1,549
29年度	補導延べ(人数)	463	486	501	606	527	499	477	439	488	444	456	461	5,847	
	補導回数(回)	115	129	124	175	135	129	125	110	155	118	114	120	1,549	

月別街頭補導従事延べ人数



街頭補導従事延べ人数(時間帯別)



4. 相談活動

当センターでは、子どもに関する様々な悩みについて、電話・来所・メールによる相談を受け付けている。また、中学校を卒業した後の1年間は、少年進路相談員による進路相談を受け付けている。

(1) 電話相談

昭和53年3月から悩みの電話相談を受け始め、昭和56年4月「青少年悩みの電話相談」として正式に開設した。昭和58年4月からは県が「すこやかテレホン」を開設したが、平成9年から県・市統合の「なやみ電話相談」事業となり現在に至っている。匿名で青少年や児童生徒、また、その保護者等が電話で相談するものである。

① 実施の方法

○相談時間 月・火・木・金曜日…10:00～19:00 水曜日…10:00～17:30
土曜日…13:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員・電話相談員

② 傾向および課題

年間の相談件数は、134件（昨年度125件）で昨年度より9件増加した。その内、青少年や児童に関する相談件数も125件（昨年93件）と、32件増加している。電話相談では対応が難しく、相談者が了承される場合には来所相談につなげ対応を継続した。

○内容別状況

青少年や児童に関する相談の内容別では、「家庭・子育て」の相談が43件と最も多く、次いで、「友人関係」が15件、「不登校」が14件であった。

「いじめ」に関する相談は2件で、相談の程度や緊急性などを慎重に判断しながら相談にあたり、必要に応じた措置を講じた。なお、平成30年度から相談内容の項目が一新されたことから前年度との比較は略した。

○対象者別状況

青少年や児童に関する相談の対象者別では、「小学生」が59件（昨年度31件）と最も多く、次いで「中学生」が40件（昨年30件）、「幼児」が14件（昨年16件）、「高校生」が11件（昨年16件）、「有職少年」が1件であった。

不登校14件の内訳は、「小学生」2件、「中学生」10件、「高校生」2件であった。原因について、いじめ等が絡んでいないか慎重に対応するよう心がけた。

○相談者別状況

「保護者」からの相談が122件（昨年度86件）で、相談者全体の約91%と最も多い。

その内、母親からの相談が115件（約86%）を占めており、母親が、家庭・子育て、子どもの友人関係や不登校についての悩みを一人で抱え込んでいる状況が窺えた。その都度相談者の話に傾聴し、共に考え、相談者自身が解決の糸口をつかめられるよう務めた。

○対象者の男女別割合

相談対象者を男女別にみると、男子が約55%、女子が約45%だった。その内、青少年外の相談を除いた子どもに関する相談は、男子が74件、女子が51件で男子が多かった。

○月別受理状況

5月と6月が共に22件と最多で、次いで7月と12月に12件づつを受理している。入学後、学校生活に慣れ始める5、6月に相談が最も多かった。

電話相談 内容別状況

(件数)

内容 年度	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合計
平成 30 年度	2	14	10	15	43	11	13	2	0	0	0	11	13	134

電話相談対象者・電話相談者別状況

対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度
幼 児	13	16	0	0
小 学 生	56	31	0	2
中 学 生	45	30	4	0
高 校 生	10	16	0	6
他青少年	1	0	0	0
保 護 者			122	86
そ の 他	9	32	8	31
合計 (件数)	134	125	134	125

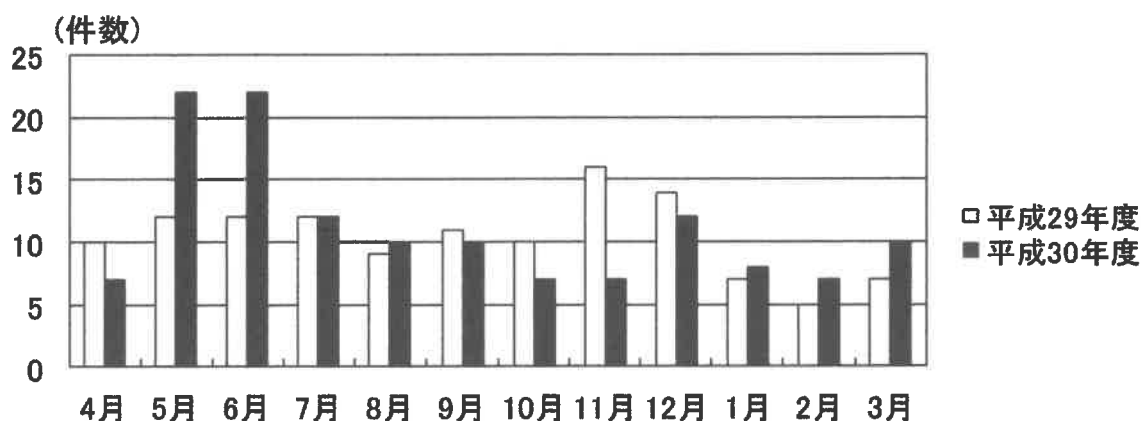
電話相談 対象者の男女別割合



電話相談 月別受理状況

(件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	7	22	22	12	10	10	7	7	12	8	7	10	134
平成29年度	10	12	12	12	9	11	10	16	14	7	5	7	125



2) 来所相談

来所相談は1回で終了するが多いが、状況に応じて継続して相談にあたる場合もある。

ケースによっては、こども福祉課、阪神北少年サポートセンターなどの関係機関と連携して進めている。

①実施の方法

○相談時間 …… 月曜日～金曜日 10:00～17:00

○相談担当者 … 少年愛護センター職員

②傾向および課題

子どもが保護者や教師等に付き添われて来所することもあるが、相談対象が中・高校生の場合は保護者や教師だけの相談になるケースが多い。

○内容別状況

平成30年度は来所による相談として25件を受理した。

相談内容として25件中13件が「不登校」で最も多く、次いで「家庭・子育て」が5件であった。なお、「不登校」については昨年度(3件)より大幅に増加している。

相談内容は深刻なものが多く、青少年を取り巻く環境や青少年自身の悩みは複雑であると考えられる。対象者のほとんどが自分を理解してくれる人や愛情を持って接してくれる人を求めているのではないかと考えられるため、対象者や保護者に対しては、カウンセリング的な働きかけを続けながら根気よく傾聴し相談や指導にあたることが求められる。

今後も必要に応じて継続的な相談につなげ、学校や関係機関と連携し子どもの問題行動や親子関係等の改善に努めていきたい。

○対象者・相談者別状況

相談対象者は、「中学生」が17人と最も多く、次いで「高校生」が5人、「小学生」は2人であった。

相談者別では、保護者が23人と最も多かった。

○対象者の男女別割合

男女の割合は共に13人ずつであった。

○月別受理状況

夏季休暇中の8月に最も多い5件を受理しており、その後も9月から12月にかけて3～4件ずつ受理した。

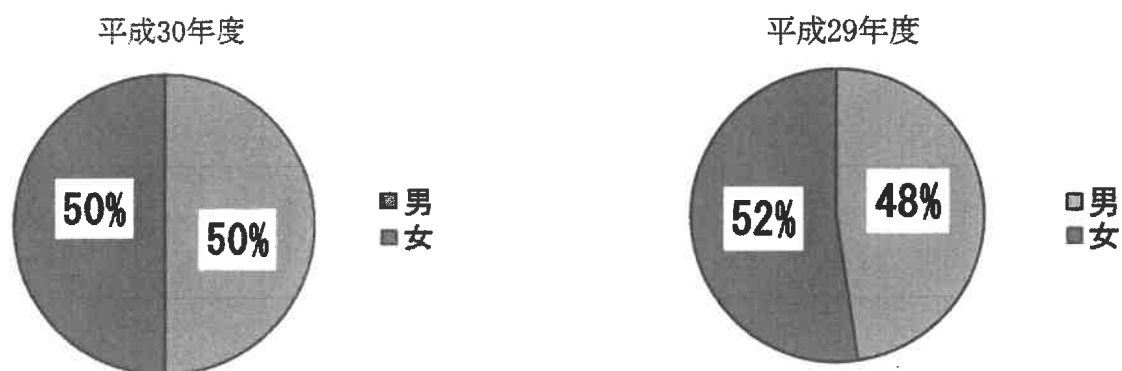
来所相談 内容別状況 (件数)

相談 内容 年度	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合計
平成30年度	0	13	2	0	5	1	0	2	1	0	0	0	1	25

来所相談 対象者・相談者別状況 (人数)

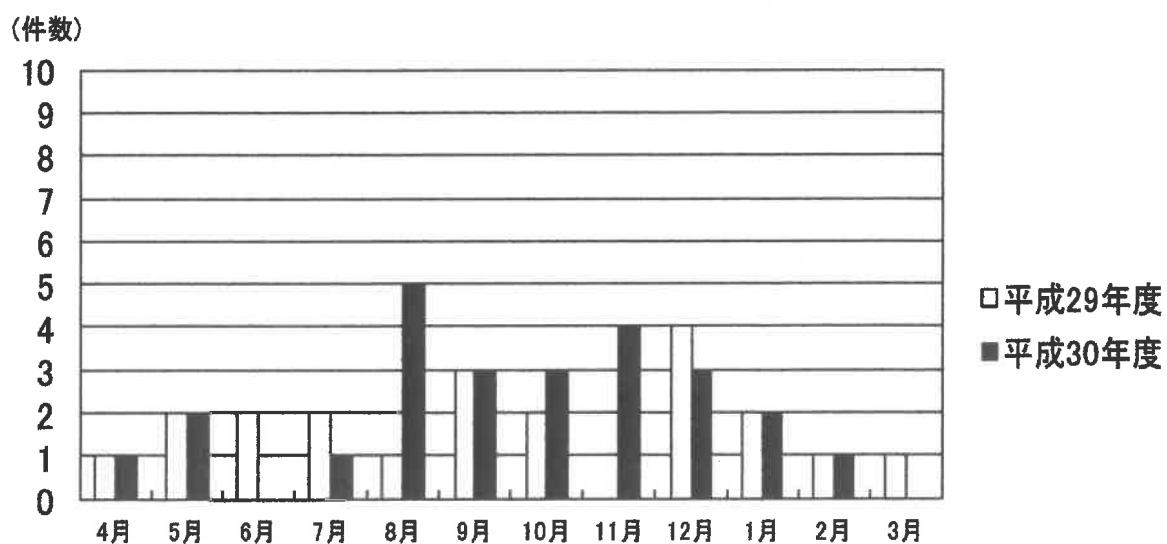
対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
幼 児	1	0	0	0
小 学 生	2	3	1	1
中 学 生	17	6	9	3
高 校 生	5	6	2	1
他青少年	0	0	0	0
保 護 者			23	15
教 師			2	3
そ の 他	1	6	3	6
合計 (件数)	26	21	40	29

来所相談 対象者の男女別割合



来所相談 月別受理状況 (件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	1	2	0	1	5	3	3	4	3	2	1	0	25
平成29年度	1	2	2	2	1	3	2	0	4	2	1	1	21



(3) メール相談

メールによる相談は、文字による受け答えとなるため、文章表現によって誤解を招くことのないよう、返信内容を慎重に考え丁寧な対応を心がけている。

平成 29 年度のメール相談の件数は 10 件であったが、平成 30 年度は 9 件とやや減少した。

メール相談 受理状況

(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

相談者	対 象 者	内 容	回 数
母 親	中学 3 年男子	暴力行為	1 (1)
母 親	中学 3 年	学校・教職員との関係	1 (1)
母 親	中学 1 年男子	心身の健康	1 (1)
母 親	中学または高校運動部所属女子	学校・教職員との関係	1 (1)
母 親	小学 3 年男子	離婚調停中の面会交流	1 (1)
母 親	小学 1 年と年少	夫の飲酒に伴う子どもへの関わり	1 (1)
母 親	園児	いじめ	1 (1)
母 親	中学 1 年男子	不登校	1 (1)
母 親	小学 6 年男子	子どもの友達の家庭環境	1 (1)
合 計			9 (9)

() は受信回数

(4) 少年進路相談

教育長が市内 8 中学校区に各 2 名の少年進路相談員を委嘱し、中学卒業後の一年間に焦点を当てた少年進路相談を行っている。

ねらいは、高校等中途退学者や早期離職者の減少を図ることであり、やむを得ず中退・離職した卒業生に対しては、適切な進路変更や再就職のための相談活動を充実させ、卒業生が自ら意欲を持って進路を切り拓けるよう支援している。

卒業生の動向に関する情報収集・交換を行うとともに、研修を通して相談員自身の資質の向上に努めている。

①少年進路相談員連絡会

少年進路相談員、伊丹市中学校長会担当校長、各中学校進路相談推進担当教諭、学校指導課指導主事、尼崎公共職業安定所就職促進指導官、少年愛護センター職員等が出席し、研修会も含め毎月1回、年間計12回開催した。

相談員が得た情報や相談活動について情報交換を行い、よりよい支援の方法を探った。

また、相談員としてのあり方を考え、資質向上を図ることなどを目的として、グループトークやケーススタディを実施した。

年1回（10～11月）市内外の公立高校を訪問し、卒業生の実態把握に努めた。

②少年進路相談員研修会

5月 「思春期の理解と支援の技術」

スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏

8月 「全日制と通信制の違い～芦屋キャンパスの教育方針と特色～」

学校法人創志学園クラーク記念国際高等学校

芦屋キャンパスキャンパス長 河邊 文宏 氏

10月 訪問研修 学校法人大前学園 猪名川甲英高等学校

（概要説明・授業参観と施設見学・質疑応答）

12月 「しっかり聴けたら、問題の7割は解決」

スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏

③少年進路相談活動の反省・課題等

- ・相談件数が減少傾向にある中、本制度をどのように機能させていくのか。
- ・少年進路相談員制度や活動内容を高校訪問や学校行事等の様々な場でPRし、生徒や保護者等へ周知していく。
- ・卒業生の情報をどのように把握するか。特に、公立高校訪問時においては個人情報保護のため、情報収集は困難な状況である。
- ・少年進路相談員研修会だけでなく、センター等で行う他の研修会にも積極的に参加し、相談員としてのスキルを高める。
- ・個人情報の適切な管理と守秘義務の徹底。

平成30年度 少年進路相談員活動状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数	実人数
相談	2	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	7	4
情報	5	6	3	1	6	5	1	3	7	0	3	4	44	24
合計	7	6	4	2	6	7	1	4	7	0	3	4	51	28

5. 健全育成活動

(1) 学校補導連絡会

中学校PTA愛護部と少年補導委員、関係機関の連携を目的とし、中学校単位で、学校関係者・PTA愛護部・校区少年補導委員・少年進路相談員・保護司・主任児童委員・阪神北少年サポートセンター・少年愛護センター職員が参加し、市内の補導状況や校区の様子、環境浄化等について情報交換を行い、今後の愛護活動について協議した。

<第1回>

中学校名	月 日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	6月 4日	月	16:00	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	38
西 中	6月 11日	月	14:35	第2理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	38
南 中	6月 11日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40
北 中	6月 25日	月	16:30	いたみホール 多目的ホール	情報交換・協議、校内・校区の様子	58
天王寺川中	6月 18日	月	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	地震のため 中止
松 崎 中	6月 12日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	31
荒 牧 中	6月 13日	水	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	46
笹 原 中	6月 8日	金	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40

合計8会場 328名

<第2回>

中学校名	月 日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	10月 15日	月	16:10	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	28
西 中	11月 14日	水	15:35	理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	36
南 中	10月 15日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40
北 中	10月 22日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	32
天王寺川中	10月 15日	月	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	34
松 崎 中	10月 30日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	48
荒 牧 中	10月 4日	木	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	45
笹 原 中	10月 29日	月	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	41

合計8会場 304名

<第1回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・平和である。大きな事案もない、落ち着いた学習態度が見られる。
- ・大きな学年行事を終え、遅刻なども減ってきている。落ち着いてる。
- ・各行事が終わり、生徒は学校生活を頑張っていくと意欲的である。
- ・行事については積極的に学校全体を盛り上げてくれていると感じる。
- ・ほとんどの生徒が遅刻せず登校している。
- ・地域の方々や関係機関に支えられ感謝している。今年も3学年揃っていいスタートがきれた。
- ・警察の世話になったりする事案は今のところない。
- ・平和な状況にとどまるのではなく、学力アップ等に前向きに取り組みたい。
- ・疲れが出る時期なのか、欠席が目立つようになってきた。
- ・年々増加している家庭環境の不備など、関係機関と連携し、対応していきたい。
- ・小さなトラブルはある。特にラインのトラブルが絶えない。
- ・ライン、SNSなどのトラブルに対する啓発をしていきたい。
- ・年2回、スマホの講演会を行う。前回の保護者の参加が5名だった。もっと参加してほしい。今年は夏休み前に講演を予定している。
- ・現段階の大きな課題は、SNSトラブル、いじめ問題、不登校で、この内SNSの問題に関して県警本部のサイバー犯罪対策課の警察官に講演をしていただく予定である。
- ・不登校、いじめについて課題があるが、しっかり取り組んでいきたい。
- ・いじめに関しては毎週アンケート調査をしており、教育相談として全生徒を対象に聞き取り調査を実施する予定である。

<第2回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・学校内は落ち着いている。
- ・市外他校の生徒と問題行動に関わっている生徒がいるようで、危機感を持っている。
- ・生徒間のトラブルはSNSによるものが多いと思われる。表面化しにくく、把握が難しい。
- ・進路について、メンタル面で弱い生徒が見受けられる。
- ・体育大会や合唱やなど、行事ごとに熱心に取り組む生徒の姿がみられた。
- ・災害が多く発生したが生徒達は元気に過ごしており、安心している。
- ・文化発表会に地域の皆様に多く見学に来校され、感謝している。
- ・登下校中の交通マナーに関する苦情を受けており、巡回しながら指導と啓発を行っている。
- ・下校時のマナーが悪い生徒が複数おり、指導した。
- ・部活動では2年生が3年生からバトンを引継ぎ頑張っている。
- ・通学用カバンについて、軽量化にむけ形状の変更を検討している。

(2) 愛護補導連絡会

小学校PTA愛護部と少年補導委員と関係機関の連携を目的とし「校区の子どもは校区の住民が守り育てる」という観点にたち、地域ぐるみの環境浄化や補導活動(愛の一声)を推進した。

年3回の開催を計画し、第1回は6月14日(木)に全体会を行った。第2回は各学校単位で9月中旬～12月初旬に、校区内の子どもたちの健全育成や交通ルール等をテーマに実施した。第3回は、2月19日(火)に全体での講演会とグループに分かれての情報交換会を開催した。

<第1回>

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 14 日 (木) 15:00~16:45
- 2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2 階 研修室
- 3 内 容
 - (1) 出席者紹介
 - (2) 愛護補導連絡会の趣旨説明
 - (3) 情報交換
 - ・伊丹警察署生活安全課少年係
 - ・阪神北少年サポートセンター
 - ・主任児童委員
 - ・少年愛護センター
 - (4) ブロック別協議
- 4 参加者
 - ・少年補導委員連合会会長
 - ・PTA連合会愛護厚生委員長
 - ・伊丹警察署生活安全課少年係長
 - ・阪神北少年サポートセンター所長
 - ・小学校長会生徒指導担当校長
 - ・主任児童委員 6 名
 - ・PTA愛護部 36 名
 - ・小学校教員 17 名
 - ・少年補導委員 25 名
 - ・事務局 5 名
 - 計 94 名

<第2回>

小学校名	月日	曜日	時間	場 所	主な内容	出席者数
伊 丹 小	10 月 17 日	水	10:00	会議室	「子どもをやる気にさせる地域づくり」 講師 人権教育指導員 波多江 みゆき 氏	55
稲 野 小	9 月 19 日	水	10:30	稲小ホール	①子ども見守り隊と少年補導委員との意見交換 ②ネットトラブルに関するグループ討議 講師 生活指導担当 拝野 佳生 教諭	40
南 小	9 月 14 日	金	10:00	なかよしルーム	「子どもをとりまくデジタル環境」 講師 南中学校 寺井 浩治 教諭	39
神 津 小	9 月 19 日	水	10:00	多目的室	「大地震！あなたは大切な命をまもれるか？」 講師 村田 あかね 氏 三谷 江未 氏	53
緑 丘 小	10 月 16 日	火	10:00	多目的室	「サイバー空間の危険から子どもを守るために」 講師 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 警部補 本田 英理 氏	30
桜 台 小	9 月 14 日	金	10:00	会議室	DVD視聴 「今すぐ防げ！大麻汚染 最初の 1 回が人生を狂わせた」	22
天神川小	10 月 19 日	金	10:00	多目的室	DVD視聴 「便利？それとも危険？ケータイ・ネット でのコミュニケーションを考える」	41
笹 原 小	9 月 19 日	水	10:00	多目的室	「地域ぐるみで育てよう 未来を担う青少年」 講師 少年愛護センター所長 上田 誠司	41
瑞 穂 小	10 月 31 日	水	10:00	多目的室	「サイバー空間の危険から子どもを守るために」 講師 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 武田 由美子 氏	34
有 岡 小	10 月 11 日	木	10:00	有っこホール	DVD視聴 「便利？それとも危険？ケータイ・ネット でのコミュニケーションを考える」	29

花里小	12月5日	月	10:00	花里ホール	「心の傷に寄り添って」 スクールカウンセラー 福島 美由紀 氏	35
昆陽里小	9月12日	水	10:00	ふれあいルーム	DVD視聴「便利?それとも危険?ケータイ・ネット でのコミュニケーションを考える」	25
摂陽小	11月2日	木	10:00	ふれあいルーム	「分かりやすいサイバー講習会」 講師 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 谷口 哲也 氏	31
鈴原小	9月21日	金	10:00	りんりんホール	通学路についての意見交換	43
荻野小	9月5日	水	10:00	多目的室	講演「スマホの安全な使い方」 講師 総合教育センター 増田 朋之 指導主事	27
池尻小	10月24日	水	10:00	多目的室	「スマホ・ケータイ安全教室」 講師 NTTドコモ 小林 真由美 氏	49
鴻池小	10月11日	木	10:00	ランチルーム	DVD視聴・意見交換「安全な自転車のルール」	29

合計 17 会場 623 名

<第2回愛護補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・見守りカメラと地域の皆様のおかげで、不審者情報の件数が減少した。
- ・台風や大雨の影響で休校が続き、2学期の出鼻をくじかれた感じである。
- ・台風の影響による休校で、体育大会の練習が十分できず、不安を感じている。
- ・忘れがちな防災も子どもの命に関わる大切なものである。
- ・スマートフォンについて、正しい使い方を指導する必要性がある。
- ・家族と過ごす時間など、家庭内での過ごし方について再考しなければならない。
- ・昨年、児童が死亡事故に遭った。安全な自転車の乗り方について再考する。
- ・地域の方々の協力を得て安全マップづくりをしている。
- ・中学校でのSNSトラブルを参考に児童に指導していきたい。

<第3回愛護補導連絡会>

- 1 日時 平成31年2月19日(火) 15:15～16:45
- 2 場所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
- 3 内容 (1) 講演

演題「安全・安心見守りネットワークについて」

講師 伊丹市安全・安心施策推進班

副参事 馬場 一憲 氏

(2) 情報交換

4 参加者

- ・少年補導委員連合会会長 ・PTA連合会愛護厚生委員長 ・小学校長会生徒指導担当校長
- ・主任児童委員7名・小学校PTA49名 ・小学校教員15名 ・少年補導委員45名
- ・事務局3名

計 124 名

(3) 地区懇談会等への参加

行事名	月日	曜日	時間	場 所	内 容
桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	4 月 7 日	土	10:00	桜台小会議室	子どもの安全（見守り等）に関する現状把握と防犯知識の向上を図る
コミュニティ笹原協議会総会	5 月 20 日	日	14:00	ラストホール	地域ビジョン活動報告
荻野小 少年補導委員を囲む会	5 月 25 日	金	10:00	荻野小 多目的室	P T A 愛護部と少年補導委員の情報交換
鈴原小 愛護りんりん連絡会	6 月 11 日	月	10:00	鈴原小 りんりんホール	・子ども見守D a y について ・地区別検討会
南小愛護部 合同地区懇談会	6 月 19 日	火	10:00	南小 なかよしルーム	「社会のルール」 グループ討議
神津地区防犯懇談会	6 月 21 日	木	19:00	K-maison ときめき ときめきホール	テーマ「地域の安全と交通安全について」
有岡小地区懇談会	6 月 29 日	金	15:30	有岡小 有っ子ほーる	テーマ「子どもたちにとって安心 ・安全なまちづくり」
天神川地区懇談会	7 月 10 日	火	15:30	天神川小 P T A 会議室	テーマ「子どもたちの安全な 通学について」
鈴原小 愛護りんりん連絡会	1 月 31 日	水	10:00	鈴原小 りんりんホール	・安全マップの見直しについて ・子ども見守り Day の 見守り場所について

○伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会（天王寺川中、荒牧中、長尾中、安倉中）

平成 30 年 7 月 4 日（水）…夏季 伊丹・宝塚隣接四校夜間パトロール

平成 30 年 12 月 4 日（火）…年末 伊丹・宝塚隣接四校夜間パトロール

○市内一斉パトロール

平成 30 年 7 月 11 日（水）…全市一斉愛護パトロール（夏季）

平成 30 年 12 月 12 日（水）…全市一斉愛護パトロール（冬季）

伊丹市 P T A 連合会、小中学校、少年補導委員連合会、伊丹警察署、伊丹防犯協会
阪神北少年サポートセンター、都市安全企画課、教育委員会、少年愛護センター等



全市一斉愛護パトロール懸垂幕

6. 環境浄化活動

(1) 有害環境の浄化

有害図書類の回収

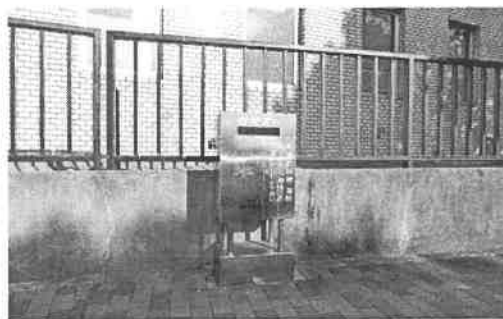
平成30年度 有害図書回収状況 (平成30年4月～平成31年3月)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	
裁判所前	49	49	38	40	10	10	20	14	14	70	9	64	65	77	79	42	43	58	64	121	123	572	592	
JR北伊丹駅駐輪場	291	291	119	125	2	2	4	22	22	38	40	9	23	23	6	11	11	18	24	12	12	555	569	
バラ公園バス停	4	4	26	26	3	3	24	8	8	68	3	3	0	6	6	0	3	1	3	15	21	158	169	
荒牧バス停	47	55	73	73	48	4	4	73	73	29	4	4	0	21	21	39	40	33	33	4	4	375	384	
北センター前	3	3	2	2	0	0	3	3	1	1	0	6	22	22	31	31	20	7	7	3	3	98	98	
中野西公園	13	16	6	11	114	115	40	64	64	44	1	8	8	18	18	4	4	49	49	1	1	362	372	
山田バス停	6	6	8	8	6	6	6	7	7	48	10	73	73	0	3	9	14	6	16	0	5	179	202	
車塚公園内	75	75	40	40	71	71	92	32	32	13	45	10	10	18	18	60	60	7	7	16	16	479	479	
阪急稲野駅	9	13	7	7	27	27	32	32	87	87	21	7	12	22	22	63	63	4	4	42	42	333	337	
南センター前	3	3	97	97	27	27	6	46	46	59	45	17	17	37	37	47	47	24	24	7	7	415	415	
阪急新伊丹駅	20	22	87	87	69	69	11	145	150	75	113	114	81	6	6	4	4	33	33	44	44	688	696	
女性児童センター	97	97	43	43	0	0	16	15	15	0	17	18	4	4	0	3	31	36	0	3	3	226	235	
阪急伊丹駅	10	12	10	11	2	4	45	2	4	39	20	27	2	12	4	16	27	42	34	8	20	203	271	
いたみホール	124	124	8	8	17	17	18	11	11	6	6	14	6	10	10	36	39	22	22	5	8	276	283	
西桑津バス停	35	35	3	4	0	1	10	11	59	59	25	6	8	9	6	6	439	439	5	5	20	20	616	622
JR伊丹駅1階	30	33	10	10	3	32	12	16	24	45	54	17	26	8	20	11	15	36	7	17	6	23	176	306
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	816	838	577	582	399	432	342	349	602	617	580	591	326	346	338	273	297	843	901	308	347	358	5,711	6,030

※ 計の数は無害図書を含んだ数

有害図書回収状況

	有害図書類		A Vテープ		D V D ・ C D		有害合計		無害図書類	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
4月	299	236	55	26	476	554	830	816	9	22
5月	162	157	95	67	280	353	537	577	15	15
6月	88	134	67	10	652	255	807	399	0	33
7月	264	158	26	7	345	177	635	342	20	7
8月	147	133	11	88	389	381	547	602	23	15
9月	152	146	11	41	373	393	536	580	11	11
10月	173	76	30	59	520	191	723	326	41	20
11月	166	136	36	28	146	174	348	338	78	24
12月	340	182	29	5	433	86	802	273	29	24
1月	130	153	43	30	208	660	381	843	62	58
2月	110	142	15	18	320	148	445	308	42	39
3月	193	97	19	53	243	157	455	307	14	51
合計	2,224	1,750	437	432	4,385	3,529	7,046	5,711	344	319



(2)「青少年を守る店」運動の推進

① 「伊丹市青少年を守る店連絡協議会」主催の研修

ア. 定期総会 6月22日(金) 14:00～16:10

伊丹市立総合教育センター 2階研修室 出席者 101名

- ・総会議案の審議と承認、役員の選出と承認

会長に株式会社 関西スーパーマーケット 静川 俊夫 氏が承認された。

- ・講演 「サイバー空間の危険から子どもを守るために」

講師 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 本田 英理 氏

イ. 量販店部会 10月23日(火) 15:30～17:00

伊丹市立総合教育センター 3階多目的室 出席者 33名

- ・生徒指導事例発表 伊丹市立南中学校不登校担当 寺井 浩治 教諭

- ・講演 「更生保護につて」

講師 神戸保護観察所保護観察官 眞砂 芳文 氏

ウ. 青少年健全育成研修会 11月20日(火) 14:00～16:10

伊丹市立産業情報センター 6階マルチメディアホール 出席者 164名

- ・講演 「子どもたちを犯罪からみんなで守ろう」

講師 元兵庫県姫路警察署長 西岡 敏成 氏

② 「青少年を守る店」協力店の拡大運動

市内の量販店及び店舗に青少年健全育成の協力を要請し、運動に協賛する店には店頭「愛の一声」ステッカーを貼付していただき、環境浄化の協力をお願いした。

協力店舗数は下表のとおりである。今後とも関係者の理解と協力を得ながら、青少年の健全育成と非行防止のために協力店の拡大に努めたいと考えている。

毎年、新規に協力して頂ける店舗があるものの、社会情勢の変化により平成23年度からは廃業による協力店の減少が続いている。

「青少年を守る店」運動協力店舗数一覧表 （平成25年度～平成29年度）

NO.	ブロック名	平成26年度 加入店舗数	平成27年度 加入店舗数	平成28年度 加入店舗数	平成29年度 加入店舗数	平成30年度 加入店舗数
1	伊丹	42	45	45	46	41
2	稲野	28	28	30	32	30
3	南	18	18	18	18	16
4	神津	16	15	15	15	13
5	緑丘	41	37	30	26	26
6	桜台	24	21	21	20	16
7	天神川	48	41	38	40	39
8	笹原	40	40	38	37	36
9	瑞穂	23	22	22	22	20
10	有岡	45	40	40	40	38
11	花里	31	35	35	35	34
12	昆陽里	47	45	49	49	51
13	摂陽	25	25	26	23	23
14	鈴原	19	17	18	18	17
15	荻野	38	38	38	36	32
16	池尻	19	16	16	15	15
17	鴻池	16	16	17	18	18
	合計	520	499	496	490	465
	年度	H26.12現在	H27.12月現在	H28.12月現在	H29.12月現在	H30.12月現在
	新加入店	20	19	18	8	6

★「青少年を守る店」運動協力店届けの提出

- ★ 非行化の原因になると思われる商品販売の自粛
- ★ 店舗内がグループのたまり場にならないような配慮
- ★ 店舗内が非行の誘因にならないように改善
- ★ 子どもが危険を感じ避難してきた際の一時保護および関係機関等への連絡

(3) 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適切な運用を図り、青少年の健全育成に資する事を目的に環境実態調査を行った。

ア. 実施期間 平成 30 年 10 月 5 日（金）～平成 30 年 12 月 7 日（金）

イ. 実施場所 市内全域

ウ. 調査対象	・図書類販売店	79 店
	・カラオケハウス	4 店
	・玩具店	2 店
	・ビデオレンタル店	5 店
	・インターネットカフェ、まんが喫茶	5 店
	・携帯電話事業者等	21 店



伊丹市少年を守る店連絡協議会 総会・研修会



伊丹市少年を守る店連絡協議会 量販店部会

7. 研修活動

少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努めるとともに、青少年健全育成についての意識高揚を図った。

(1) 市・少年補導委員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月9日(水)	伊丹市少年補導委員新任研修会	・「伊丹市少年補導委員の活動について」 伊丹市立少年愛護センター 所長 上田 誠司 氏	伊丹市立総合教育センター	90名
8月29日(水)	伊丹市少年補導委員全体研修会	・「便利？それとも危険？ケータイ・ネットでのコミュニケーションを考える」 DVD視聴 ・グループ討議（情報交換） テーマ「補導活動の充実をめざして」	伊丹市立総合教育センター	83名
11月29日(月)	伊丹市少年補導委員実務研修会	「補導の声かけ～今の子どもたちへ愛の一言を活かすために～」 阪神北少年サポートセンター 所長 坂本 拓也 氏	伊丹市立総合教育センター	72名
12月17日(月)	伊丹市少年補導委員人権全体研修会	「子ども一人ひとりへの思いやり ～人権を尊重した声かけを～」 伊丹市人権教育指導員 奥村 恵子 氏	伊丹市立総合教育センター	58名

(2) 市・健全育成研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月18日(金)	伊丹市少年育成協会全体研修会	「地域・家庭・学校みんなで取り組む 青少年育成～これでOK子どもの見方・かかわり方～」 三木市立小・中学校 元校長 春川 政信 氏	伊丹市立労働福祉会館 (スワンホール)	140名
6月22日(金)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会研修会	「サイバー空間の危険から子どもを守るために」 兵庫県警察サイバー犯罪対策課 本田 英理 氏	伊丹市立総合教育センター	101名
10月23日(火)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会	・生徒指導事例発表 「南中学校における生徒の現状」 伊丹市立南中学校 不登校担当 寺井 浩治 教諭 ・講話 「更生保護について」 神戸保護観察所観察官 眞砂 芳文 氏	伊丹市立総合教育センター	41名
11月20日(火)	伊丹市青少年健全育成研修会	「子どもたちを犯罪からみんなで守ろう」 元姫路警察署長 西岡 敏成 氏	伊丹市立産業・情報センター	164名
2月19日(火)	愛護補導連絡会研修会	・「安全・安心見守りネットワークについて」 安全・安心施策推進班 副参事 馬場 一憲 氏	伊丹市立総合教育センター	124名

(3) 市・他府県視察研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月25日(水) ・26日(木)	伊丹市少年補導 委員正副理事 管外研修	施設訪問 和歌山刑務所 和歌山市立少年センター	和歌山県 和歌山市	23名
11月19日(月)	伊丹市少年補導 委員管外研修	施設訪問 大阪府警察本部	大阪府大阪市	48名

(4) 市・進路相談員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月15日(火)	伊丹市少年進路 相談員研修会	「思春期の理解と支援の技術」 スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏	伊丹市立総合 教育センター	19名
8月21日(火)	伊丹市少年進路 相談員研修会	「全日制と通信制の違い～芦屋キャンパ スの教育方針と特色～」 学校法人創志学園クラーク国際記念 高等学校 芦屋キャンパス キャンパス長 河邊 文宏 氏	伊丹市立総合 教育センター	24名
10月16日(火)	伊丹市少年進路 相談員訪問研修	学校法人大前学園猪名川甲英高等学院 ・授業参観と施設見学 ・学校の特色と教育方針等の説明	猪名川町	16名
12月11日(火)	伊丹市少年進路 相談員研修会	「しっかり聞いたら、問題の7割は解決」 スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏	伊丹市立総合 教育センター	19名

(5) 隣接市・阪神地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月13日(金)	阪神地区青少年補導 委員連絡協議会芦屋 大会・研修会兼青少 年を守り育てる地域 フォーラム	「困難を乗り越える力を育てる」 ～いじめ・不登校問題から考える～ 神戸大学名誉教授・J K Y B ライフス キル教育研究会代表 川畑 徹朗 氏	伊丹市立労働 福祉会館 (スワンホール)	179名

(6) 県・近畿地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
10月25日(木)	兵庫県青少年補導委 員大会・研修会	「虐待と非行のはざま」 弁護士 曾我 智史 氏	あましんアル カイクホール・オクト	20名
10月26日(金)	近畿地区青少年補導 センター連絡協議会 研修大会 兼 兵庫 県青少年補導センタ ー・兵庫県青少年補 導委員連合会会長・ 会長一日研修会	「地域と結ぶ青少年の健全育成 ～子どもを真ん中にしたまちづくりを 考える～」 日本福祉大学社会福祉学部長補佐 スクールソーシャルワーク教育課程委員長 減災・連携支援機構副機構長 日本福祉大学災害ボランティアセンター長 社会福祉士 島田 妙子 氏	滋賀県立男女共 同参画センター	1名
2月15日(金)	青少年補導センタ ー所長研修会	「青少年愛護条例の改正について」 県青少年課職員	神戸市青少年 補導センター	1名

8. 阪神北少年サポートセンターの活動

阪神北少年サポートセンターは、兵庫県警察本部少年育成課長が管理する県下 12 カ所の少年サポートセンターのうちの 1 つで、平成 11 年 4 月 1 日に開設されました。勤務員は、警察官 2 名と、少年の心理に専門的知識を有する少年補導職員 2 名の計 4 名で、伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡猪名川町の 3 市 1 町を担当区域として活動しています。

主な活動内容は、不良行為少年に対する街頭補導活動、少年相談や継続補導による非行少年等の立ち直り支援活動、学校等関係機関との連携による非行防止活動、少年を取り巻く有害環境の浄化活動などです。

以下、平成 30 年の活動を紹介します。

(1) 街頭補導

- 管内の主要駅周辺、大型量販店、ゲームセンター、カラオケボックス等少年の溜まり場になりやすい場所を巡回し、喫煙、飲酒、怠学等の不良行為をしている少年の補導、規範意識向上のための指導声かけを実施した。(307 名補導)
- 地域の少年非行の実態把握と少年の規範意識向上等を目的として、各市町の少年補導委員等の少年警察ボランティア、学校、関係機関と合同で特別補導を実施した。(23 回延べ 3,100 名参加 29 名補導)

(2) 少年相談

- 非行問題、学校問題、交友問題等少年の悩み困りごと相談を受け、必要な指導助言を行った。(19 件受理)

(3) 継続補導

- 非行防止上問題のある少年や、犯罪被害に遭った少年等に対し、家庭や学校等と連携して招致面接等による継続的な指導助言を行った。(55 人、50 回)

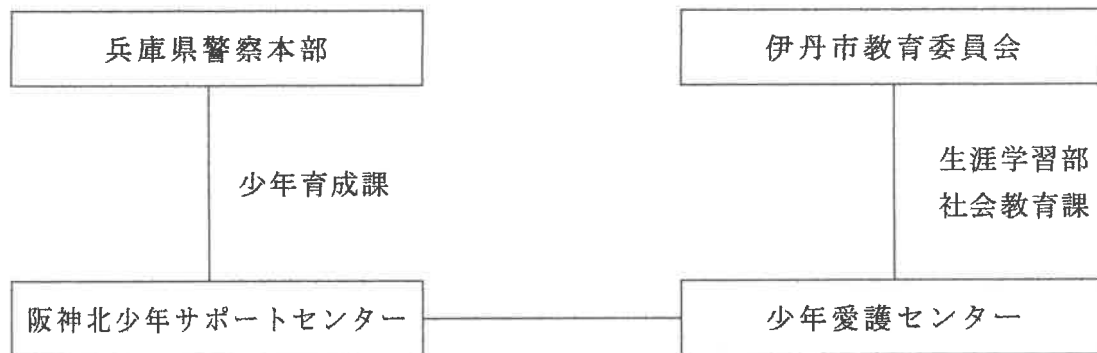
(4) 有害環境の浄化活動

- 少年愛護センターと連携し、有害な広告物、図書、営業店等の発見に努めたり、酒、煙草販売店に未成年の飲酒、喫煙防止のための指導や協力依頼を行った。
- 少年愛護センターと連携し、カラオケボックスやゲームセンター等少年の溜まり場への立ち寄りを実施し、実態把握と業者に対する指導を行った。
- 携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及・促進について協力を依頼した。

(5) 情報発信活動

- 少年の健全育成を図るため、小、中、高等学校を対象に、「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」を行うなど各種情報発信活動を行った。(44 回)
- 学校、関係機関等の会合において、警察の非行防止活動や少年非行の現状を伝え、連携の強化と警察への理解と協力を求めた。(90 回)

少年愛護センターと阪神北少年サポートセンターの連携



主に阪神北少年サポートセンターが参加した少年愛護センター事業

- ① 広報・啓発活動
 - ・「センター通信」
 - ・「愛護活動概要」の発行
 - ・薬物乱用防止キャンペーンの実施
- ② 補導活動
 - ・「少年を守る日」の一斉街頭補導
 - ・特別補導（夏季・年末一斉補導等）
 - ・広域補導（隣接市との補導、情報交換）
 - ・夜間特別補導
- ③ 相談活動
 - ・来所相談
 - ・合同教育相談
- ④ 健全育成活動
 - ・学校補導連絡会
 - ・愛護補導連絡会
- ⑤ 環境浄化活動
 - ・有害環境総点検活動
 - ・有害図書の回収
- ⑥ 研修活動
 - ・青少年健全育成研修会
 - ・少年補導委員全体研修会
 - ・青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会

V 少年補導委員手記

「愛の一声」をとおして

南ブロック 宮谷富久美

私が少年補導委員を引き受けたのは、平成26年でした。その時の南ブロックは、理事も10年以上のベテランの少年補導委員で、他の方々もそれぞれ何年かされていて、新人の私に丁寧に教えてくださいました。

少年補導委員になった当時、強く印象に残っているのは「南小学校の児童は挨拶ができない！！」という噂を肌で感じたことでした。50代の私にとって、小学生に無視されることはかなりのダメージでした（笑）。

そんな私も3期目（任期2年）に入りました。2期目からは理事もさせていただき、少年補導委員生活もやっと充実してきたと思います。

南小学校の通学路に「御願塚北踏切」というとても狭い踏切があります。大きなマンション群があり、踏切を渡る児童の数と踏切の幅がミスマッチしており危なく、2期目からは特に下校時の踏切の見守りを重点目標にしてきました。今では地域のボランティアの方々の協力も得て、かなり安全に通行できるようになってきたと自負しています。

この5年間で関わった南ブロックの少年補導委員さんは、皆良い方でとても感謝しています。

私の家族は全員が南小学校の卒業生です。これからも児童や地域の大人の方に、積極的に声掛け・あいさつを行い、南小学校区全体が、「さわやかなあいさつができるまち」になるよう補導活動を頑張ります。

これからもよろしくお願いします。

少年補導委員の活動について

荻野ブロック 山中ゆかり

私が少年補導委員を引き受けて5年、荻野ブロックは女性ばかり8名で活動しています。チームワークはとても良くパトロールの際にもいろいろな情報交換をしながら自転車ですまわっています。

毎月1回は幼稚園・小学校・中学校の朝のあいさつ運動にも参加しています。冬の寒い朝でも「おはようございます！」と声をかけると大きな声で元気に返事が返ってきます。こちら元気がもらえるような気がします。

荻野小学校地区は、大きな商業施設や大きな公園もなく、田畑の残る自然豊かな地域です。暑い日も寒い日も、たくさん子どもたちが公園で遊んでいるので、「今日は水筒持っているの？」とか「暗くなる前にお家に帰りなさいよ～」とか隣のおばさん感覚で声かけをしています。

少年補導委員になってから、いろいろな研修にも参加させていただきました。警察の方からお話を聴くことも多く、特にSNSに絡む犯罪やトラブルの深刻さには驚かされます。ネットの世界では、何気なく掲載した写真1枚からでも犯罪につながっていたり、子どものためにとと思って持たせた携帯電話でネットいじめに巻き込まれたり、と多種多様です。そして、一度拡散してしまうと収拾がつかなくなってしまうことなどを思うと本当に恐ろしくなります。

また、近年増えているのが大人による子どもの虐待事件です。連日のように悲惨な事件がテレビやラジオで報道され、心を傷めるばかりです。不登校の子どもも増えてきています。引きこもりの原因がいじめによるものなのか、家庭内によるものなのかわかりません。本当に子どもたちを取り巻く環境は、年々厳しくなっているように思われます。

このような状況に対応していくためには、家庭や学校だけでなく地域全体で子どもたちを見守り、育てなければいけません。少年補導委員の活動は、そのパイプ役としてとても大事だと思っています。日頃からあいさつや声かけを続けることで子どもたちとも地域の方々とも信頼関係を築いていけるよう、これからの日々努力していきたいと思います。



VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例

公布 昭和 49. 9. 27 条例 39

改正 昭和 51. 2. 28 条例 1

昭和 61. 3. 13 条例 1

平成 9. 12. 24 条例 43

(設 置)

第 1 条 少年愛護の総合計画の樹立と実践活動を推進し、少年の非行および不良化を防止するとともに、その健全な育成を図ることを目的として伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。

(位 置)

第 2 条 愛護センターの位置は、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地とする。

(事 業)

第 3 条 愛護センターは、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年愛護事業の総合計画に関すること。
- (2) 少年の補導および相談に関すること。
- (3) 少年愛護に関する調査研究および啓発宣伝に関すること。
- (4) 関係機関および団体との連絡協調に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業。

(愛護センター運営協議会)

第 4 条 愛護センターに、伊丹市立少年愛護センター運営協議会を置く。

(職 員)

第 5 条 愛護センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委 任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、教育委員会が別に定める日から施行する。（昭和 49 年 11 月 19 日教委規則第 17 号で、昭和 49 年 11 月 20 日から施行）

付 則（昭和 51. 2. 28 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61. 3. 13 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9. 12. 24 別条例 43）

この条例は、平成 9 年 12 月 25 日から施行する。

伊丹市立少年愛護センター条例施行規則

公布 昭和 49. 11. 19 教委規則 16

改正 平成 4. 11. 30 教委規則 14

改正 平成 11. 5. 31 教委規則 7

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊丹市立少年愛護センター条例（昭和 49 年伊丹市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(愛護センター運営協議会)

第2条 伊丹市立少年愛護センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図るものとする。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 15 人以内を教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係行政機関の委員および職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長 1 人をおく。

2 会長は教育長がこれにあたるものとし、副会長は委員の中から選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(招 集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(少年補導委員)

第5条 少年の非行防止を図るため、愛護センターに伊丹市少年補導委員をおく。

(細 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に教育長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。

2 伊丹市少年愛護センター規則（昭和 42 年伊丹市教育委員会規則第 99 号）は、廃止する。

3 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 年 12 月 10 日に委嘱または任命された委員の任期は、同日から平成 5 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 4. 11. 30 規則 14）

この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11. 5. 31 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

伊丹市少年補導委員要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定 数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司会
- (2) 民生委員児童委員連合会
- (3) 伊丹市自治会連合会から推薦された者
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

(任 期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服 務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、少年補導委員記章（様式2）を着用しなければならない。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

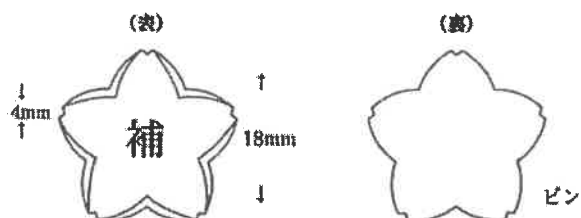
付 則

この要綱は令和 元年5月1日から施行する。

様式1

		No.....	
下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。			
写 真	氏 名	(才)	
		年	月 日生
	住 所	伊丹市	
	所 属	伊丹市立少年愛護センター	
	発 行	令和 年 月 日	
	有効期限	令和 年 月 日	
		伊丹市教育委員会	

様式2



伊丹市立少年愛護センター相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども、その保護者及び教職員の抱える不安や悩みについての相談事業（以下「相談事業」という。）を実施することにより、その解消の手助けをし、子どもの健全な育成を支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 相談事業の内容は、子どもに係る内容を対象として、伊丹市立少年愛護センター職員（以下「相談員」という。）が電話、面接及び電子メールにより実施するものとし、相談の内容によっては、他の関係機関との連携及び他の専門的機関の紹介を行う。

(対象者)

第3条 相談事業の対象となる者は、おおむね18歳未満の者（以下「子ども」という。）、その保護者、学校園の教職員、その他子どもに関わりのあるものとする。

(実施場所)

第4条 相談事業は、原則として伊丹市立少年愛護センターにおいて実施するものとする。

(実施日及び実施時間)

第5条 相談事業の実施日及び実施時間は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、伊丹市立総合教育センター条例施行規則（平成6年教委規則第6号）第3条に定める休館日は除くものとする。

- (1) 電話相談 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の午前10時から午後7時まで
水曜日の午前10時から午後5時30分まで
土曜日の午後1時から午後5時まで
- (2) 来所相談 平日の午前10時から午後5時まで
- (3) 電子メール相談 随時

(相談員)

第6条 相談員は、次に掲げる者の内から伊丹市立少年愛護センター所長が指名するものとする。

- (1) 伊丹市立少年愛護センター職員
 - (2) 伊丹市立少年愛護センター社会教育指導員
 - (3) 教員経験者、福祉関係者、その他の伊丹市立少年愛護センター所長が適当と認める者
- (秘密の保持)

第7条 相談員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

平成30年度伊丹市少年進路相談員制度要項

伊丹市教育委員会
伊丹市立少年愛護センター

1 趣 旨

家庭・学校・関係機関と連携しながら、高校等中途退学・早期離職などの防止に努めるとともに、やむを得ず中途退学や離職した少年に対する適切な進路変更や再就職などの相談活動の充実を図る。

2 実施上の留意点

- (1) 個人の生活に干渉するものではなく、また無職自体が問題なのではない。その生活が、問題行動と結びつく可能性を持つものであり、学・職のはざままで進路に悩み相談を必要としている少年に対し、適切な進路相談を継続的に行う。
- (2) 相談対象者や相談内容などについては、秘密を厳守する。
- (3) 1年以内の高校等中途退学や離職が一番多く、選択した進路に適応できるかどうかの重要な時期である中学校卒業後の1年間にポイントを置く。

3 伊丹市少年進路相談員の委嘱・任期

- (1) 委 嘱 1 中学校区 2 名の伊丹市少年進路相談員を教育長が委嘱する。
- (2) 任 期 1 年とする。
- (3) 報償費 月額 11,111 円（税込み）とする。

4 伊丹市少年進路相談員の任務

- (1) 情報の把握 各中学校進路相談推進担当教諭や元担任、同級生などからの情報をもとに、卒業生の動向を把握する。
- (2) 相談活動
 - ① 中途退学や離職につながるような悩みや不安定な状況がうかがえる少年、或いは、既に中途退学や離職した少年の進路相談を行う。
 - ② その場合、学校の担当者（進路相談推進担当教諭）とも連絡をとり、情報を共有するとともに、必要に応じて家庭訪問や職場訪問を行うこともある。再就職については公共職業安定所とも連携することが望ましい。
- (3) 連絡・報告 月 1 回、活動報告書（別紙様式）を提出する。その際、必要に応じて連絡事務を行う。
- (4) 伊丹市少年進路相談員連絡会
 - 月 1 回の伊丹市少年進路相談員連絡会に出席し、具体的な情報交換・相談活動の打ち合わせなどを行う。
 - ※ 構成は、伊丹市少年進路相談員、伊丹市教育委員会事務局学校指導課担当指導主事、尼崎公共職業安定所担当者、伊丹市中学校長会担当校長、伊丹市中学校担当者（進路相談推進担当教諭）、伊丹市立少年愛護センター職員。
- (5) 伊丹市少年進路相談員研修会
 - 伊丹市少年進路相談員研修会（年 3 回程度予定）に出席して、研修を行い、相談活動に関する知識や技能を深め、相談活動の充実に資する。

校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項

伊丹市小・中学校生徒指導担当者会

小学校申し合わせ事項

- 1 保護者の許可なく日没後の外出はやめよう
- 2 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、ショッピングモール、映画館、Wi-Fiスポットなど
- 3 プールは保護者の責任のもとで利用しよう
- 4 自転車の二人乗りや無灯火など禁止されている行為は絶対やめよう
- 5 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 田畑、駐車場などでの遊び、音の大きい花火など
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不正な書き込みやアクセス
- 6 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、ボード遊びなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
 - (3) 電線近くや航空機進入区域での凧あげなど
 - (4) 火遊びなど
- 7 不審な人を見かけたら、すぐに警察に連絡しましょう

(平成29年7月改訂)

中学校申し合わせ事項

- 1 不必要な日没後の外出はやめよう
- 2 保護者及び学校長の許可のないアルバイトはやめよう
- 3 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、カラオケボックス、コンサートなど
- 4 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 外泊、音の大きい花火、公園や施設などでの集団での集まりなど
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不適切な書き込みやアクセス
- 5 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、スケートボード、キックボードなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
- 6 禁止されている行為は絶対やめよう
 - (1) 自転車の無灯火、二人乗りなど
 - (2) 無免許運転や暴走行為など
 - (3) 薬物乱用等、法律で禁止されている行為

(平成28年7月改訂)

※ この申し合わせ事項は、児童生徒の実態や社会情勢と照らし合わせ、生徒指導担当者会で毎年、検討する。

※ この申し合わせ事項の運用については、各学校の実態に応じて弾力的に行う。

非行防止等啓発チラシ

「見逃さないで子どものサイン」

青少年の万引き・自転車盗・喫煙・深夜徘徊を伊丹からなくそう

初発型非行少年の現状

(伊丹警察署調べ)

	万引き	自転車盗	単車盗	占有離脱物横領	喫煙	深夜徘徊
平成 28 年	27	7	2	6	551	738
平成 29 年	34	6	3	6	563	865
平成 30 年	22	4	4	6	392	668
前年からの増減	-12	-2	+1	±0	-171	-197

※占有離脱物横領＝他人の置き忘れた物や落とし物を勝手に使うこと。

深夜徘徊＝18歳未満の少年が、正当な理由なく午後11時～午前5時の間に徘徊すること。

青少年の深夜徘徊が依然と続いています。子どもを夜、街で見かけたら「早く家に帰ろう」の声かけをしよう。

家庭では…

- 善悪のけじめをはっきり教えよう。
- 子どもの生活に目を向けよう。
- 家族のふれあいを大切にしよう。
- 日常の会話を大切にしよう。
- スマホ・ケータイは保護者の管理下で使わせよう。



地域では…

- まず大人が規範を示そう。
- 子どもに「愛の一声」をかけよう。
- 地域ぐるみで有害環境を浄化しよう。
- 「非行少年を生まない社会づくり」を心がけよう。
- 子どもに様々な体験の場を提供しよう。

学校では…

- 社会のきまりやルールを身につけさせよう。
- 人のいたみや喜びを感じあえる心を育てよう。
- 子どもを温かく見守ろう。

店舗では…

- 商品陳列の改善
- 防犯体制の充実
- 声かけ運動の励行
- 店内放送の実施

児童・生徒は…

- 自分の行いに責任を持とう。
- 万引きは犯罪です。
- 命や物を大切にしよう。
- 生きていることに感謝の気持ちを持とう。



「スマホ・ケータイやインターネット等」のトラブルから、子どもたちを守りましょう。



伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会・伊丹市保護司会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「環境浄化・非行防止」ポスター



みんなで守ろう青少年に健全な環境

伊丹市青少年を守る店連絡協議会 伊丹市少年育成協会 伊丹市少年補導院連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会 伊丹市立少年愛護センター

「なやみの相談」クリアファイル

子どもと保護者のなやみの相談



〈電話相談〉月・火・木・金曜 / 10:00～19:00

水曜 / 10:00～17:30 土曜 / 13:00～17:00

〈来所相談〉平日 / 10:00～17:00

伊丹市立少年愛護センター



このファイルは、9,350部作成し、1部あたりの単価は22.2円です。

「なやみの相談」手渡しカード

とも 友だちや家族のこと、いじめや学校のことなど、
なやみごと、なんでもそうだんしてね。



ひとりで
なやまないで！

しつけや子育て、不登校、
問題行動等、子どもに関する
様々な相談に応じます。



いたみしりつしょうねんあいご
伊丹市立少年愛護センター

子どもと保護者の

なやみの相談



072-770-8742

電話相談	平日	10:00~19:00
	水曜のみ	10:00~17:30
	土曜	13:00~17:00
来所相談	平日	10:00~17:00

「自転車も交通ルールを守って安全に！」手渡しカード

自転車利用のみなさんへ！

自転車は「車両」です。 道路交通法を守りましょう。
ルールを守って快適に！

スマホ等をしながらの
運転は危険です。

※自転車乗用時の携帯電話の
使用は、道路交通法違反で
5万円以下の罰金

原則として
自転車レーンを
通行しましょう



伊丹市マスコットみまる

伊丹警察署・少年愛護センター

交通ルールを守って安全に！

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
 - 夜間は必ずライトを点灯
 - 運転中の携帯スマホ・傘さし運転・大音量での音楽などの聴取の禁止
 - 信号を守る・一時停止と安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車は
くるまの
仲間です。



「青少年を守る店」協力店ステッカー



平成30年度
(2018年度)

伊丹市少年進路相談員制度について

〇〇中学校3年生のみなさんへ

義務教育を修了する卒業式も間近になりました。

4月からは、一人ひとりが自分の選んだ道を歩むことになります。

進学・就職・家業・家事などと進む道はちがっても、新しい出会いがあり、新しい環境があなたを待っています。

しかし、自分が選んだ道であっても、もしかして進路についての悩みが生じるかもしれません。そんな時は、少年進路相談員の方に相談してください。

母校となる中学校でも相談にのりますが、あなたの中学卒業後1年間、下記の少年進路相談員の方が、あなたの悩みを聴いたり、必要に応じて学校と相談したりする役割をしてくれます。遠慮せずに、気軽に電話やメールをして相談にのってもらってください。

保護者のみなさまへ

伊丹市教育委員会では、平成2年度から、伊丹市教育長が各中学校区に2名の少年進路相談員を委嘱し、少年進路相談員制度を実施しています。

この制度は、中学校卒業後の1年間、中途退学や離職を考えたり、今後の進路について悩んだりする卒業生や保護者が、中学校区内の少年進路相談員の方に気軽に相談にのってもらえるという趣旨でつくられました。

地域の方が少年進路相談員になっているということもあり、発足以来好評で、多くの成果があがっています。

少年進路相談員の方は、出身中学校や公共職業安定所、少年愛護センターと連携しながら、お子様の学校や職場での悩みについて相談にのってくれます。保護者の皆様、どうぞ気軽にご相談ください。

連絡先：伊丹市立 〇〇 中学校の少年進路相談員は

〇〇 〇〇 さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇 〇〇 さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

相談メール hm07_〇〇〇〇〇〇@yahoo.co.jp



(相談メールアドレス)
(QRコード)

秘密は厳守します

伊丹市立 〇〇 中学校 (Tel 〇〇〇-〇〇〇〇・〇〇〇〇)

伊丹市立少年愛護センター(「なやみの相談」Tel 770-8742)

itami

家庭のしつけ10ポイント

(伊丹市立少年愛護センター)

1. 一方通行の会話になっていませんか。
(親の立場で聞き、子の立場になって話しましょう。)
2. 励ましと温かさをもって話しかけていますか。
(ほめることによって、子どもにやる気を起こさせましょう。)
3. 叱るべきときに、きちんと叱ることができますか。
(真剣に身体ごとぶつかって聞かせましょう。)
4. 子どもの身のまわりや行動に注意をしていますか。
(子どもの行動に親は責任をもちましょう。)
5. 何ごとも母親まかせにしていますか。
(責任は二人にあります。父親も子育てに加わりましょう。)
6. 善悪のけじめをつけさせていますか。
(約束を守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。)
7. ものわकारいのよすぎる親になっていませんか。
(つらさにも耐えるたくましい子に育てましょう。)
8. 日常のあいさつができますか。
(あいさつはしつけの第一歩です。
「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」を大切にしましょう。)
9. いろいろな生活体験を身につけさせていますか。
(自分のことは自分でする、さらに家事手伝いなどを通じて育つ力をつけましょう。)
10. 生活のリズムがくずれてはいませんか。
(目標をもたせ、計画的な責任ある行動を取らせましょう。)

育つ子と育てる心のふれあいを

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
青少年健全育成シンポジウムより

伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地
(伊丹市立総合教育センター3F)

TEL (072) 780-3540

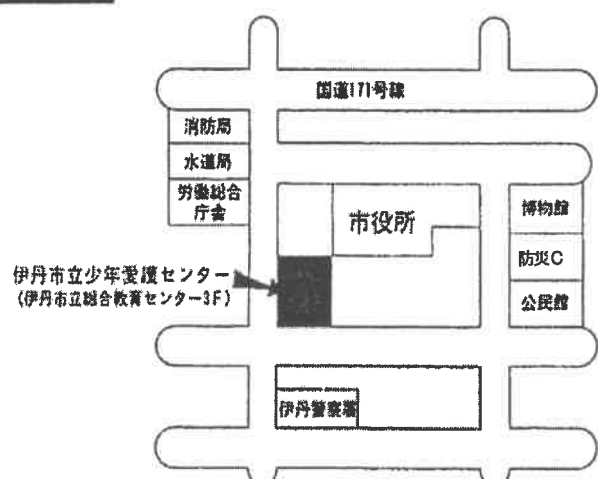
FAX (072) 770-9471

なやみの電話相談 (072) 770 - 8742

● 秘密厳守

- ◆平日 10:00~19:00 (水曜を除く)
- ◆水曜 10:00~17:30
- ◆土曜 13:00~17:00
- ◆日曜・祝日 留守番電話で対応

案内図



平成30年度 愛護活動概要

発 行 日 令和元年10月1日

発 行 者 伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471



itami

31教813-1-021-A4

この印刷物は、再生紙を使用しています。